

令和4年第3回大衡村議会定例会会議録 第1号

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	教 育 次 長 兼 指 導 主 事	岩淵 克洋
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開会

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和4年第3回大衡村議会定例会を開会いたします。

本日は、議場が災害復旧工事のため、平林会館3階大集会室に変更して会議を行います。本会議より、本格的にペーパーレス会議となりますので、慌てずゆっくりと進めてまいります。なお、現在クールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。執行部におかれましては、そのようにお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定

議長（細川運一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定をいたします。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員から提出のあった例月出納検査結果についての報告書は、配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査に関わる報告を行います。

各委員長に報告を求めます。自席でお願いをいたします。佐々木金彌総務民生常任委員長。ゆっくりで結構でございます。

総務民生常任委員長（佐々木金彌君） 大変失礼しました。本来は今までですと、総務民生常

任委員会の報告と視察研修の報告を別にしていたんですが、どうも委員会報告書として一つにまとめて私、出したのでちょっと中身が違いますね。大変混乱していましたので、ご迷惑かけました。

それでは改めて報告いたします。調査事件につきましては、地域交通システムについて、デマンド交通、それから2番目に、空き家対策と定住移住についてということで、その他所管事務と3つに分かれて調査をいたしました。

中身につきましては、調査の視察調査員研修につきましては、7月11日から13日、8月4日に我々の総務民生常任会で調査を行っております。まずもって、地域交通デマンド交通につきましては、利用登録者196名。東部、西部に分かれて運行状況、以下のとおりでございます。また、当日は、本来であれば「わ・は・わ」につきまして運営状況、そしてまた残地として残ってございました大衡村から貸し与えていたいわゆる土地の利用状況、これから、まだ利用されていないので、それを現地で見ると予定でしたが、コロナの関係でそれは中止いたしました。そしてまた万葉バスについても、搭乗して当日の状況を見る予定でしたが、こちらもコロナの関係で中止をしたという状態でございます。

その他の所管事務についても、総務課、企画財政課、それぞれの課で以下のように報告をしております。主に、今回の定例会についてが多いわけですが、それぞれのいわゆる交付金事業とか、そういったものについても検討をしております。特に委員会での主なものとしては、新地域交通、いわゆるデマンド交通について各自治体ごとに実態が違っているわけですが、運営や利用状況等いわゆる利用料などもそれぞれ調べて、これから大衡村に対してどのような状態がいいのかという点など、それぞれ報告にまとめて、議長に提出しているわけでございます。

また、ヤングケアラー、そういったものにつきましても、ここに書いてあるとおり、大衡村についてはそれほど、関係ないと言えば失礼ですが、実態を今から有識者に意見を求めるというようなことが報告されています。基金の運用状態は、このとおりでございます。

行政視察について。1ページ目ですが、今回、3日間で5か所を見た結果になりました。山形県の川西町ではデマンド型乗合交通、そして長井市は長井鉄道、そういったもの、地域におけるもの。そして尾花沢市ではキャンプ場、山形県の大石田につきましても空き家対策。それから秋田県美郷町につきましても空き家対策ということで、現地の視察を行っています。

私を含めた6人で、総務民生常任委員会として行っております。特に、川西町ではデマンド交通につきまして、大変我々と同じ状態だったものが、いわゆる町民バスの見直しから現在のデマンド交通に至るその経緯とか、そういったものを視察いたしまして、やっぱり一番感じたのは、町民アンケートを毎年実施しているいろんな形でやっている。大衡村と違う点は、村主体で運営するのではなく業者に委託しているといった状態です。それが将来、財政負担をどうするかまで考えた結果であるというような感じを受けております。

また、長井市のフラワー鉄道。これは地域おこしということで、住民が自治体に協力、自治体も協力して駅舎等につくったりしている点を、参考に見てまいりました。

尾花沢市の徳良湖オートキャンプ場につきましては、現在大衡村で計画しているキャンプ場についての参考例にしたいなということで、急遽決めた状態でございます。大変大がかりと言えば失礼なんです、尾花沢市が100%出資でキャンプ場が67区画といったもので、大衡とちょっと違うなと感じたのは、周辺の施設がいろいろあって、利用しながらということなので。大衡の場合は、万葉クリエートパークがあるので、それらと何ていうか、比較するわけじゃございませんけれども、これからのやっぱり使ってもらうための施設としてはどうなのかなという点で、いろいろ勉強させていただきました。

大石田町の空き家対策、これらは定住促進とかそういったもので補助金事業、空き家バンク事業に対して補助金等を出しておりますが、向こうはやっぱり雪が多いということで、これからも最大100万円ぐらいまで出すような定住移住対策等で苦慮している状態でございます。

そして美郷町の空き家対策につきましては、以前から役所が大きく定住移住につきまして、いろんな補助金政策をやっているということで、大衡村についてもまず現地、現在の状態を確認しながら、これからの方向を決めるべきだと感じております。

以上、報告申し上げます。

議長（細川運一君） 次に、石川 敏産業教育常任委員長。

産業教育常任委員長（石川 敏君） それでは、産業教育常任委員会の委員会調査報告を申し上げます。

調査事件につきましては記載のとおり、教育委員会関係で学校不登校対策、それからのケアハウス、学力向上対策と大衡塾の内容。産業振興課につきましては、イノシシ対策、地場産品の創出の取組、それから企業立地促進対策、都市建設課が主ですが、工

事請負状況の進捗状況、その他所管事務ということでございます。

調査月日につきましては、令和4年7月19日が教育委員会関係の開催日です。8月3日が産業振興課、それから都市建設課関係であります。

調査の結果であります。まず不登校対策、心のケアハウスの状況、大衡小学校、大衡中学校、ご覧のとおり、不登校の状況の児童生徒の人数が出ております。令和3年度、それから令和4年の6月現在の人数です。心のケアハウス、これは来所している児童生徒の人数であります。令和3年度末で小学生はゼロですが、中学生2名。6月現在でもほぼ同じで、中学生のみ3名ということであります。

次に、学力向上対策としての大衡塾の受講している児童生徒の数であります。学習支援員につきましては、ご覧のように、学習支援サポート非常勤講師、それから支援員の方々がこの人数がサポートに当たっておられます。塾の参加者数であります。小学校5、6年生、中学校が、1から3年生まで、ご覧のような人数であります。人数につきましては、これ昨年度からの実施であります。年間、小学生で53、中学生で66。今年度、年度途中でありますが、ほぼ同様の児童生徒が参加しておられます。全校の児童生徒に対する割合が、括弧で示しております。小学校で、5、6年生の45%、中学生につきましては31%の参加のようであります。

調査の結果、意見であります。小中学校の長期欠席者、これ全体の児童生徒に占める割合が高い人数になっております、実質的に。年度初めは少ないんですけども、月が経過するにしたがってだんだん増えてくると、こんな状況が続いております。特に中学生については、2、3年生の欠席が高い状況で、中学生全体の10%を超えています。ですので、これはかなりの数字ではないかなと思われ。ですからやっぱり、どのような対策を講じているのか、講ずべきなのか。きちんと、そういったことを対応することが重要であると思われ。大衡塾につきましても、人数は報告されていますが、その成果、結果がどうなのか。分析がどうなるか。そういった部分が、まだ不十分ではないのかなと思われ。塾を開いて参加した児童生徒。その結果がどういう成果が上がっているか。やっぱり、具体的に分析することが重要ではないかなと思われ。

イノシシの状況であります。この辺は、今年度に入りましても、現在までとそんなに状況は変わっておりません。出没の状況も、昨年度とほぼ同様の頭数でそんなに増えている状況ではないように感じられます。ただ場所的には、西部地区から、だんだん東に広がっていきまして、村内に拡大しているという状況が見受けられます。そういうこと

で、特に委員会で出た中では、昭和万葉の森、それから、大衡城公園などそういうところに貴重なヤマユリとかあるんですが、そういったものにまだ被害は出ていない状況でありますけれども、行ったのであれば大変なことになりますので、事前の対策も考えておくことが必要ではないかという意見が出されております。

次に、地場産品の創出の関係であります。尚綱学院大学との連携協定、令和2年から提携していきまして、あと加賀屋せんべいさんと煎餅の試作、販売が始まっております。奨励金をご覧のとおりであります。

結果、意見としては、煎餅につきましては割と高級品ということで、単価が通常より高いように感じられます。そういうことで、やっぱり単価をできるだけ抑える意味でも、材料とか原材料、製造関係の支援策も、やっぱりもうちょっと必要ではないのかなという意見も出ております。あと、今回の製造した煎餅のみならず、そのほかの観光用のパンフなりグッズなり、やっぱりそういった開発も必要ではないかという意見が出されております。

次に、企業立地促進対策につきましては、企業立地の奨励金、平成14年度から現在まで、ご覧のように立地奨励金につきましては18社、13億約3,000万円、雇用奨励金は2社で56万円という奨励金が交付されております。なお、基金残高につきましては、3,904万円が3年度末の残高であります。令和4年度の工事の進捗状況現地調査、ご覧のような箇所につきまして、現地調査を行いました。

意見としましては、各工事とも予定どおりに進捗されていきまして、施工結果も良好であるということでございます。

その他所管事務としまして、それぞれの課につきましてご覧のような項目について調査を行いました。

なお、産業教育常任委員会も7月末に行政視察を予定しておりましたが、コロナの感染が拡大という状況もあり、さらには6月中旬の大雨豪雨によりまして、訪問先が山形県と秋田県でありましたので、そういった事情もありまして今回につきましては延期ということになっていきまして、時期についてはまだ未定でございます。

以上、報告といたします。

議長（細川運一君） 陳情書等については、配付しております文書表のとおりであります。今回は全て配付のみとさせていただきます。ご了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番佐々木春樹君、7番文屋裕男君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 皆さん、おはようございます。

本日招集されました令和4年第3回大衡村議会定例会の運営に関して、去る8月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は村長提出案件が18件、発議が1件であります。内訳は、同意1件、条例の一部改正1件、建築計画の変更1件、令和3年度各種会計予算の補正6件、報告2件、令和3年度各種会計決算認定7件、条例の一部改正の発議1件であります。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととしますが、今回は4名の議員から4件の質問が通告されております。

本定例会の会期につきましては、日程案のとおり9月6日、7日及び16日に本会議を開催し、決算審査特別委員会は9月7日、9日、12、13、14日及び16日の予定であります。16日は決算審査特別委員会の最終日として総括質疑及び採決を行う予定です。決算審査特別委員会終了後に本会議を開き、決算審査特別委員会報告、令和3年度各種会計決算認定についての採決、その他議案を審議し本定例会を閉会するものであります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は本日から16日までの11日間とすることに決定したものであります。

以上、議会運営委員会の結果報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月16日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月16日までの11日

間と決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回大衡村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第3回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、冒頭でもありましたけれども、議場等の庁舎修繕の関係であります。本来であれば、今議会から修繕が完了し、使用可能の予定でございましたけれども、議場の天井内部を調査した結果、補強が必要な状況であることが判明しました。その結果、工期延長となりまして、今般平林会館での定例会開催となった次第であります。なお、平林会館の使用についても、業者点検の結果、使用に支障がない旨報告を受けておりますので、ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルスの感染者数は、国内で1,900万人を超え第7波に突入し、7月下旬からは1日当たり20万人を超える感染者数となっております。感染拡大が引き続き継続している状況であり、本村でも8月9日に1日当たり38人となる新規感染者が確認されるなど、9月2日現在の累計罹患者は529名となって、依然として終息の見通しが立たない状況にあります。

宮城県においては、今月5日にBA.5対策強化宣言を発出いたしました。この宣言は、感染者の急増により発熱外来等の医療機関の業務が逼迫しており、これら医療体制の負担軽減を図るため、検査キット配送、陽性者登録センターを設けて県民に利用を促すことや、人出の増加に伴うさらなる感染拡大のおそれが高いことなどを考慮し、県民の皆様に改めて基本的感染対策を徹底していただくことが、主な内容となるものであります。感染拡大に歯止めがかからない状況から、引き続き今月末まで延長されたものであります。

また、9月2日以降、宮城県においては、感染者数の全数把握を簡略化し、発生届の対象を高齢者らリスクの高い人に限定することとし、感染者情報を入力する医療機関の負担軽減を図ることになったものであります。

感染拡大を抑止するためには、引き続き、一人一人が自覚を持った行動を取ることが、今後ますます求められるものと考えております。村といたしましても、国県などからの情報を村民の皆様へお伝えしながら、感染予防に努めてまいりますので、皆様方のさらなるご協力をよろしくお願いを申し上げる次第であります。

オミクロン株のBA.5でありますけども、実は昨日あるセミナーがありまして、その中でコロナでは、コロナ感染での死者はほとんどいなくなったと、コロナ関連での。セミナーの先生の話の中ではですよ。そして、コロナ感染はインフルエンザというような感染、インフルエンザと同じように今、なっているんだということであります。

ただ、インフルエンザと違うのは、インフルエンザは9月から3月までの間にインフルエンザの統計を県としてあるいは全国でもですけれども、取ってその対策をするわけですが、このコロナについては季節を問わず夏でも蔓延をするという厄介な感染でありますので早く、早くといいますか、もうすぐ飲み薬が承認されるようになってくれば、本当にこれまでのインフルエンザ同様のあるいは風邪のような形になってくるんだということを、その講師の先生がおっしゃっておいりました。誰とは申し上げません。ということであります。

でも、コロナによる、係る直接の死因、死者は本当に激減したんですけども、持病を持っておられる方等、そういった方々がコロナに感染したことによっての持病悪化、これによって亡くなる人は依然として多いんだということでありまして、そんなことを申されておられました。大変興味深いお話なので、ここでご披露させていただきました。

そういったことで、引き続き本当に我々も気を引き締めながら、コロナ対策を講じていかなければならないなと思っているところであります。9月からは、2日からですから先ほど申し上げたとおり、全数把握を簡略化し発生届の対象高齢者らリスクの高い人に限定することとするということでありまして、もうそれに入っているところであります。感染拡大を予防するためには、引き続き一人一人が自覚を持った行動を取ることが、今後ますます求められます。先ほど私が申し上げたとおりであります。村といたしましても、国県からの情報を村民の皆様にお伝えしながら、さらなるご協力をよろしくお願い申し上げます。

例年であれば9月には、行事のお話になりますけれども、例年であれば9月には村民体育大会や敬老会あるいは防災訓練等の行事が行われる予定ではありましたが、今年もやはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、これまでの行事は全て中止と

させていただきます。村民体育大会、敬老会、これについては中止とさせていただきますので、何とぞご理解よろしくお願いを申し上げます。

ふるさと祭りにつきましては、今、実行委員会を開催といたしますか、何回か開催しております、その中での皆さんの動向といたしますか、ご意見等によれば実施する、開催する、そういう方向で今、調整しているというところでもありますので、この辺も皆様方、ご認識のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、災害の関係であります。お盆期間中には宮城県は本当に暑いばかり暑くて、あまり雨も降らなくて非常に大変だった、暑くて大変だったと。なんでありましたけれども、一方青森県や秋田県などの東北北部で大雨が続き、また3日から4日にかけては、新潟県、山形県、福島県で線状降水帯による大雨が降り続け、山形県内を流れる最上川で氾濫が発生し、甚大な被害が出ております。宮城県においても、その前の7月15日から16日にかけて低気圧の停滞により、宮城県全域に大雨が降り続き記録的な大雨となり、河川の氾濫や堤防の決壊が県内北部を中心に発生しております。

この期間中、大衡村本村でも県内3番目の雨量を計測しましたが、幸いに道路や河川、農地など大規模な災害は起きておりませんが、小中規模的な災害は数多く発生いたしました。これからは台風シーズンとも重なり、いつ災害が起きても不思議ではない天候が今後も続くことが想定されますので、今まさに九州地方、沖縄地方では台風11号が近づいている。そして、今日明日あたりに、こっちも影響が出てくるという、今も多分台風の影響で今の風も南風吹いていますし、これも11号の影響なのかなというような気配が感じられるところでもあります。関係機関からの情報を得ながら、災害対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、9月21日から30日までの10日間、県下一斉に秋の交通安全県民総ぐるみ運動が開催、展開されます。運動期間中は、主要交差点での街頭指導などを開催し、交通安全啓発活動を推進してまいりますので、議員各位におかれましても、各種行事へのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上ご報告申し上げますが、本定例会に提出、提案いたしました案件は18件であります。同意第5号は、本村教育委員会教育委員の任命について同意をお願いするものであります。議案第41号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、昨年8月の人事院勧告に基づく妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置の一環として、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等の措置による改正を行うも

のであります。議案第42号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。令和3年度から令和7年度までの大森辺地に係る自動車施設の事業費を変更するものであります。議案第43号は、令和4年度一般会計予算に7,153万9,000円を追加するもので、歳入の主なものは村税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入及び村債の増額並びに基金繰入金の減額など。歳出は、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費及び予備費を増額並びに総務管理費を減額するものであります。議案第44号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に132万5,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増減、歳出は総務費及び予備費の増額などであります。議案第45号は、下水道事業特別会計予算に6万1,000円を追加するもので、歳入は、繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出は下水道事業費の増額であります。議案第46号は、介護保険事業勘定特別会計予算に5,074万7,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は基金積立金、諸支出金及び予備費の増額であります。議案第47号は、戸別合併処理浄化槽特別会計予算に165万8,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額及び繰入金の減額で、歳出は合併処理浄化槽事業費の増額であります。議案第48号は、後期高齢者医療特別会計予算に60万1,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出は総務費、広域連合納付金及び諸支出金の増額並びに予備費の減額であります。報告第2号は水道料金の債権を放棄するものであります。報告第3号は、財政健全化法に基づき、健全化判断比率並びに資金不足比率を公表するものであります。認定第1号から認定第7号までは、令和3年度各種会計決算の認定7件であります。

以上、同意1件、議案8件、報告2件、認定7件、合わせて18件を提案いたしますので、何とぞ原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

なお、議会最終日に、大衡村学校給食センター整備工事に係る請負契約の締結及び令和4年度一般会計予算の補正について追加提案させていただきます。一般会計予算の補正につきましては、コロナウイルスコロナワクチンの集団接種に係る予算を計上いたしますが、14日開催の全員協議会にて改めて内容についてご説明をいたしますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

さらには先ほども、多分報告あったんだろうと思いますけれども、中学校において、今、休校、コロナの影響で休校を決定したところでありまして、10日までということで休校ということであります。何とぞよろしくご理解をいただければと思っております。

であります。

本当にそういった意味での、いろいろなもろもろの議案やら承認事案やらございますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

本定例会、よろしくをお願い申し上げます。

以上であります。

日程第4 一般質問

議長（細川運一君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 改めて、おはようございます。

通告1番目、佐々木でございます。

件名は、民生委員活動費の見直しをすべきではないかと題し、一問一答で通告をしております。

民生委員活動費は、委員の交通費や通信費の補助として、国の地方交付税交付金を財源に県が年度当初に計上し、県内市町村で交付額が異なるという新聞報道もございましたけれども、その調査で明らかになり、村の対応が以前と変わっていないと聞いておりますので、現状について問うものであります。

①としまして、活動費の現状についてお伺いします。

2番目は、民生委員法第10条で、民生委員には給与を支給しないという法律がございます。今の世に合っているのかどうか、甚だ疑問でありますけれども、その分活動費、研修費が、国で助成するともうたわれておりまして、結果的には村で、各自自治体での考え方によって変わっているのかなと思います。その中で改正を考えているものなのか。

③として、民生委員のなり手不足の原因、民生委員の実態を住民も行政も、我々もそうですけども、本当に深く理解しているのかということ、そういったところも原因ではないのかなと、私なりに思うんですけども、村としてはどのように分析をしておられるのか質問しております。

4番目は、給与報酬を支給することができないという状況の中で、活動費、増額する

のが急務ではないかと考えますが、その辺について執行部はどのようにお考えなのか通告をしております。

以上です。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 佐々木春樹議員のご質問にお答えをしたいと思います。

民生委員活動費の見直しをすべきではないかというご質問であります。まず第1点目の活動費の現状についてのご質問であります。民生委員の活動費は県補助金と村補助金を財源に、民生委員児童委員協議会から各民生委員へ支給しております。令和3年度の補助金の実績は、県が106万3,480円、村が103万円、合わせて209万3,480円を支給しており、そのうち活動費は180万1,300円となっているものであります。

次に、2点目の活動費や研修費は国で助成するともあるが、結果的に村の考え方に委ねられている。改正を考えているかのご質問であります。県補助金は、ご質問のとおり、国の基準に基づき活動費に対する補助と研修費等に充てるための運営費補助があり、直近の改正状況としては、令和3年度から活動費補助については1人当たり5万9,000円から1,200円増額され、6万200円となっており、運営費補助についても増額補正、改正されているものであります。令和3年度の補助金は、先ほど申し上げたとおり、県と村合わせて209万3,480円でありましたが、令和4年度の補助金は県と村を合わせて228万3,480円となります。

次に、3点目の民生委員のなり手不足の原因は、どのように分析しているのかのご質問であります。民生委員の職務は地域における身近な相談者として、高齢者や独り親家庭等の相談、生活困窮者の生活相談など多岐にわたっております。単身の高齢者や独り親世帯など民生委員との相談を必要とする家庭が増える中、後継者の選任等に苦慮しているとの声も耳にしているところであります。

民生委員のなり手不足は、様々な要因が考えられますが、高齢化が進む中、仕事や介護などで担い手は減少傾向であり、民生委員の職務としての負担増や、認知度の低さも一つの要因と考えております。また、民生委員は、給与報酬等の支給がなく活動費として県補助金と村補助金分合わせて、年間1人当たり約10万円から12万円程度。これは戸数等あるいは要因あるんですよね。戸数とか生保家庭の数とか。10万円から12万円の程度の幅で支給をしておりますが、実際に活動に係る経費を勘案すると、必ずしも十分だとは言えないような状況もあることは、認識をするところでもあります。

次に、4点目の活動費の増額が急務であると考えがどうかのご質問ですが、民生委員の活動費については、事務局である社会福祉協議会を通じ、県に対し増額要望を提出している状況であり、これは本村に限ったことではなく、多くの自治体等からの要望であると認識をしておるところであります。今後とも、関係団体と連携し民生委員が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、民生委員の活動に係る費用をさらに引き上げるための措置を講じるよう引き続き要望してまいりたいと、このように考えているところでもあります。

第1問の答えとしてはこうなっておりますが、河北新報さんの調査した一覧表、あるわけでありましてけれども、新聞に載りましたよね。これによると、ゼロ円というのが3市町あったんですね。ゼロ円。あるいは4万円とか、いろいろ様々です。大衡村はじゃあ何ぼなのか。1万4,812円ということでした。河北新報さんで調査したんだろうと思いますけれども、しかしこれはちょっと実態からちょっとかけ離れた数字ではないかなと、私は思っています。

先ほど申し上げたように、大衡村としては、10万から12万の支払い、支払うって言うところちょっと何か変ですけども、そのぐらいのことをしているわけでありましてから、大衡村が1万4,800円と載りましたけれども、いささか答えたのは、インタビューによって答えた人にもよりますけれども、どの程度、何かを捉えて言ったんだろうと思いますけれども、民生委員という職責については、村で報酬を支払うとか、村で採用するとかではなくて、昔から民生委員になった人に聞くと、私たちは厚生労働大臣から任命されていますということで、そういう答えが返ってきたのが一昔前にあったんです。だから、議員だのなんだのから、何だかんだ言われる必要ないみたいな、そんなこともちょっとあったんですよ。いや、そうではないんじゃないのと、私は。やはり最終的には厚生労働大臣が任命するかどうか知りませんが、進達してやるのは村、そして村に進達するのは地区ですよ。ですので、地区から選ばれてきたり、そういったことで来るのであって、我々は、厚生労働大臣から任命されているんだから、あんまり余計なこと言わないでくれみたいな話、昔あったんです。今はないと思いますけどね。

そういうことで大衡村も、それなりに10万から12万円という報酬ではないですね、何か、活動費という名前が違うだけなんですよ。その辺を理解してもらえば、ただ10万、12万円が果たして妥当なのかなということも、実際検討していかなければならないのかなと、こんなふうには思っているところでもあります。

以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 先ほど村長が、お示ししていただいて、村長のお示した河北新報の記事ですけれども、こちら3月15日に報道されまして、民生委員の活動費ゼロから5万9,000円という見出しだったということで、大衡村が1万幾ら。この回答に対して疑問もあるということもおっしゃってございましたけれども、どういった経緯で大衡村の金額がそのぐらいだという報告がなされ、その後の報道の後、どういった行動を行われていたのか。そこら辺の現状は把握しているのでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい、これは、何だろう、これは1万4,800円ね、大衡ということなんです。これについては何でこう載ったのかということについては、ですから我々は、私たちというか、私は、恐らく何か断片的な、各市町村ばらばらなんですよね、額が。かろうじて七ヶ浜、大衡を除く宮黒、大衡と松島を除く宮黒の町、七ヶ浜、利府、大和、大郷は5万9,000円。全部、同じなんですよね。大衡だけが1万4,800円。松島は、松島もちょっと違う、4万800円。どういうふうに、何でそうなったのか、私も深く認識はしておりません。捉え方の問題でこうなったんだろうなと思っていますし、これがもう本当の実態ではないということは分かっていますから、河北新報の聞き方もあったのか。答え方もあったのか。その辺だと思います。詳しくは担当に、担当、誰だっけ。健康福祉課長に答弁させます。よろしくをお願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 質問のありました報道の関係の経緯でございますけれども、令和4年1月に、まず宮城県から事務局である社協に対して、実際県で支給しているその補助金の使途についての照会がございました。そちらを、事務局である社会福祉協議会が回答した内容が、報道となったということでございます。

中身でございますけれども、まず補助金は村長答弁したとおり、村と県と合わせて200万円そこそこ、補助は出しているわけでございますけれども、実際の活動費はその中で令和3年度でいうと180万円ほどになっております。ただ、この報道との差でございますが、あくまで県の照会というのは、県補助金の内容の用途についての照会でございます。情報というのが新聞報道に対する照会ものではございませんで、県の活動費とか運営費の補助をどのように使っていますかというような内容でございます。多分、各市町村が答えた内容について、河北新報社が県に対して何らかの照会をしたものと思うんですが、数字から見ますといわゆる旅費、費用弁償を、その年度28万7,000円ほど、民生委員さんに協議会から支給していると。こちらを、民生委員、主任児童委員の数16名で割った金額、こちらが1万4,810円。本来の活動費ではなくて、旅費が新聞に載ったという状況でございます。

本来の活動費は、村の分の補助金も合わせて1人当たり平均10万8,000円ほど支給しておるような状況でございますけれども、当然その間違った内容ということで、事務局である社協、あと担当課である当課で、県にどういうことなんですかということで、照会をしておりましたけれども、県としてはそのまま数字を出しただけであって、その後の先の計算までは分からない状態、県にも何もまずはこう載っかるというのが分からない状態でしたということで、県としても河北新報に一応抗議、抗議と言っているのか分かりませんが、意見は申しておきますというようなお話を聞いております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 非常にタイミングの悪い報道だったんだと思います。そのことについては、いろんな場面で皆さんもお伺いされたのではないかなと思うんですけれども、現実的に私の母が民生委員をやっておりますので、身内がやっているのに賃金上げろ、上げろなんていうことはなかなか言えなくて、今回引退ということもありましたし、こういうタイミングもありましたので質問させていただいておりますけれども、この時期、代わりの民生委員をちょうど探す時期に、大衡、これしかもらっていないのと、やはり捉えた方がいいいたそうです。調べてみたところ、民生委員の仕事内容の割には、見返りというわけではないんですけれども、少ないというところ。また、仕事内容が厳しいということで、1期で、再任する方が68%しかいないそうです、全国です。そういった、要は3分の1は1期で辞めてしまうという中で、ちょうど定年もございますので、定年に近い方は大衡村の民生委員の中にも多くて、うちの母もそうですけれども、引退

する年だというところで、区長さん方いろいろお世話をしていただける方に当たっていたと。その中で、大分苦勞なされた。その苦勞しているときにこういう報道があつて、なおさら、引き受け手がいなかったんだらうなということは感じておりますので、やはりこういう報道あつて、報道そのものが間違っているわけじゃないので、そこに対してどうのこうのじゃなくて、そういったときにある程度の情報を流していいところ、例えば区長には、いや、10万円から十二、三万円はお渡ししているんですよとか、そういった情報があればもう少しよかつたのかなとも思うところであります。

担い手を育てるといふことも難しいところですが、かつての民生委員は地元のお世話役というんですか。昔であれば、やはり一人暮らしの老人世帯とか、生活保護の世帯数、そんなにそんなに多くなかったんじゃないかなと。ところが今、それに加えて、青年、壮年のひきこもりだったり、虐待、子供への虐待だったり、そういったところに関しても、民生委員に頼らなければいけないところが多くなっているのが現実であります。例えば、孤独死を地元でした方がいたと、民生委員、何やっているんだと言われがちですね、民生委員、そういうときだけ言われます。そういった厳しいことは言われるけれども、やっていることは理解されない。そうするとやはり、なかなか長く続けられないというところもあるんじゃないかなと思いますので、その辺のPRだったり、またやっている方々もやりがいのある仕事ではあるはずですので、そういったところに対するこのフォローなりというものを確立していただきたいと思うんですけれども、担当課としてはどのようなお考えになっているか再度お伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議員おっしゃるとおり、民生委員さんの相談する相手方というか、そういった世帯等は増えているのかなと、そういう認識はございます。当然例えば当課でいいますと、高齢者世帯とか、そういったものも把握しているわけでございますけれども、数年前よりやはり年々一人暮らしの高齢者というのも増えておりますし、当然高齢化率も上がっております。また独り親世帯という数も増えているのかなということもございます。あとは、主任児童委員が主に子供たちのことという相談になると、こちらが主にはなるんでしょうけれども、実際地区コミュニティー会議、設置されている、その民生委員も結局、そういった児童的な相談も当然一緒に関わっていかなければならない、そういうこともあるかと思ひます。

一般的にその民生委員の活動的なものというのがなかなか、皆さんに知れ渡らないと

いうのも、今ですと国でCM等も最近始めたようでございますけれども、村としましては、パンフレットとかそういったものも。今まで多分各家庭とか、そういったものにパンフレットを配ったりとか、回覧形式になるか、そこは検討ですけれども、そういったこともしてこなかったのも事実でございますので、民生委員さんの活動についても、住民に対してPRしていきたいと、そのように考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 民生委員、もともと福祉課で、健康福祉課で担当していたんだと思うんですけども、今、社会福祉協議会に事務局が移ったと。どこでもそういう傾向なんだとは伺っていますけれども、県内全てそのようになっているのでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 県内全てと言われますと、全てが社会福祉協議会の事務局ではございません。ただ、社会福祉協議会が事務局をしているところが多いという状況でございます。ただ、村で事務局をやっていますと、社協に事務局は移しておりますけれども、民生委員の定例会であるとか、そういったものには必ず当課も参加させていただいて、何か問題があった場合、当課だけでは答えられない問題等あった場合等は、関係各課の職員にも出席していただいて、民生委員の協力体制を取っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 事務局がどちらであっても、きちんとした情報が民生委員に送られていけば問題はないのかなと思いますが、度々データの違いなどある。この場でなくても私、事あるごとにそういったところ聞いたことがありますけれども、福祉協議会ではもらったリストはこうだ、でも行ってみれば違った、それを何でと言うと、村からもらった資料だから。村に聞けば、いや、そこは村でないからみたい。やはり、そういうこと、たまたまあったんですね。そこは、発信元と担当が違うから、当然引継ぎとかもあるので、そこでトラブルもあるのかなとも思いますけれども、やっぱりその辺は慎重にしていきたいということと、やはり支援を受ける方も当然、ただ支援してもらっているわけではなくて、働きながらとかご苦労なさっている方もおりますので、家庭訪問しても家にいないのが、今の状況ですとほぼ家にいない。だから、連絡取るのも大変な方々が多い。そのことは聞いていると思います。

大和町など聞いてみますと、やはり旧町村というんですか、そういう単位でチームを

組んで、何々部、何々部ということで活動なされているので、それなりの負担軽減にはなっていると。ただ、大衡の場合は、人数も少ないですし地域割ということも難しいのかなと思います。ある程度の事業を、例えば正月を迎えるときの何かを配る事業であったりというときに、地域をちょっと分散というか、南部、東部、北部とかいう感じの中で、チームを組んで活動するとか、そういったことも提案なさっていただければ、うちの地区は非常に多いとか、うちの地区は何もないんだということだったり、うちの地区はこういうことがあるけれども、そっちはないよね、でもうちはこういうことあるよねというようなことが多分あると思うんですけれども、そういったことも報告書として毎月提出しているようです。その中でも、やはり分析をした中で、少し負担を軽減できるやり方とか、そこはやっている方々の意見も聞かなきゃないと思いますけれども、ぜひそういう検討はしていただきたいなど。

今後、11月からまた新しい民生委員、選ばれてくると伺っています。今回も、大分ではないですかね。やっぱり1割ぐらい替わるんですかね。そういった中でこれからの運営の中でやりやすさ、今までやってきた方々からもそういう話を聞いて、活動の改善というんですか。その辺検討していただきたいと思いますが、どのようなお考えですか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議員ご質問のとおり、失礼しました。例え話で、お弁当配りですとか、そういったものを東西南北のコミュニティーでの民生委員でというお話がございましたけれども、やはりそれも一つ効率的なのかなと、私のほうでも今、質問を受けて思ったところがございます。

今後、やはり12月から新しい民生委員の任期が始まります。いろいろ、最初にその年末の大きな歳末という行事もございますので、毎月私のほうでも定例会に参加させていただいているので、今の現職の方からも含めいろいろ意見を聞いた上で、どういったものが効率的で、皆さんが回りやすいのか、また、協力しやすいのかということ相談しながら、進めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 法的に報酬を支払わないと民生委員、言われております。通常、村の活動家、活動家というんですか、委員などは、費用弁償として1,500円、1回もらっているかと思いますが、民生委員さんもそれに倣って交通費1,500円ということだと伺っておりますけれども、そこら辺が費用弁償は報酬ですから、源泉に入るわけです。

ところが、源泉、要は給与として支給できないので、そういう扱いにならない。要は、村の規定とは違う部分だと思いますので、村で、費用弁償1,500円だと決めているからといって、そこら辺は例えば2,000円とか2,500円とか、変更することは可能ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 費用弁償の変更が可能かどうかと、こういうことの質問と、今、思ったんですけれども、費用弁償については、何ですか、民生委員だけの問題ではないわけでありまして、各村の附属機関に係る問題であります。なので、民生委員の費用弁償だけをどうのこうのするという考えではなくて、もし可能であれば、全体の費用弁償、議員さん方も含めて1,500円とありますけれども、そういった見直しをする機運があれば、それはそれにのっとってできるかと思っておりますけれども、ただ、今の現状では1,500円の費用弁償、これについては、議員さんはじめどなたからも、どうのこうのといったご意見いただいておりますので、どうなんでしょうね。無理といえますか、今のところは現状でお願いしたいなと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ですから、費用弁償ではない扱いなんです、民生委員は。報酬にならないので、費用弁償をお渡しできない立場なんです。なので、交通費、活動費としてお支払いする場合に、村でそういう基準があるから倣ってと伺っていますので、全体的に当然アップしなきゃいけない時期に来ているんだと思うんですけれども、初めに民生委員というわけでないですが、変更がしやすいのはまず民生委員だと認識しています。

消防団の場合は、国からまた改正があって、1回の出勤に対する費用弁償が変わりましたけれども、その辺の中で費用弁償に、要は村の規定に入っていないんですね、民生委員の場合は。協議会の中でお支払いすることができて、村の基準はこうですということの中に倣ってやっているのです、そこは先行で変更するというのは可能だと私、考えたくは思いますが、もう一度お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 費用弁償の考え方。確かに民生委員協議会の場合は、村のその他の、その他って一般的な附属機関の費用弁償とは違うという、それも当然分からないことはありません。ただ、この費用弁償そのものじゃなくて、活動費というものがあるわけです。

から、活動費のほかに費用弁償というのは出ているのではないかと思うんだけど、だよな。なので、活動費をやっぴりある程度アップするとか、そういったことを目指したほうがかえっていいのかなと思います。私の率直な考え方は。活動費をアップする。アップするといいますかね。

それがどうもやはり、民生委員というのは何かちょっと違うんですよね。何か違うというのはおかしいんですけれども、公に民生委員のことをお話しできないんですよ。我々そのものも。何か、我々は、私たちは、特別なんだというような、こっちから見ているからそう見えるのかもしれませんが、崇高な使命感を持って国からの、大臣からの任命でやっているんですという、そういうスタンスも見られるわけですから、ですからその辺私は、本当に私も思いますよ。民生委員が10万円から12万円の間に、報酬というか、報酬、だから報酬ではないですよ。活動費ですよ、そういう何かちょっと、違和感あるんですよ、報酬なら報酬でいいんでしょうと、何で、報酬って言ったほうがかえってすっきりしていいんだよね。そうじゃないんだよ、それを言うと、何か価値が落ちるからなのかどうか分かりませんが。だからその辺も。だって、皆さんもそうでしょう。恐らく今初めて、民生委員の話をおっしゃったけれども、民生委員のことでどうだのこうだのって言ったのは、今まで聞いたことありません。

本当にそういった意味で、問題提起をしていただいたなと私は思いますし、これを契機にいろいろ議論なりあるいはその仕組みの内容なり、そういったものを検討して、そしてまた自治体としてそれをバックアップするのは、国から来る額が決まっていますけれども、自治体でバックアップするには、別に何も制限はないのではないかなと私、ちょっと個人的に思うんですけれども、そういったことをできるか、できないか。そういったことも含めて、いい問題提起をしていただいたなと思うところでもありますので、よろしくご理解。まだ20分ありますね。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そんなに時間使いませんけれども、要は、報道で1万円ちょっとしかもらってないと、いまだにそう思っている方も多くいると思います。私、ここで聞くことによっては、10万円から12万円出ているんだなと。村長も、今後見直してアップしていくんだよということを考えていると、広報できるというところだけでも、一歩進めたかなと思っておりますし、いろいろこれからメンバーも替わっていく、改革もしていくということでもありますし、費用弁償云々ではなくてやはりやりがいのある仕事をやってい

るんだという意識を持った方々が、やっていてよかったな、世話をした方からお礼を言われて、それが一番やっていてよかったなと思うことだと思いますけれども、それと同じようにそれなりの活動費というんですか。私も、法律そのものがもう今に合っていない、ナンセンスだと思っています。給与を払わないんだっていうところで、何か理屈をつけて活動費だ、旅費だなんだ、研修費だっていうのは国で見ますよ、わけの分かんないことじゃないのかなと思いますので、今後ますますなり手が不足していく。

また、60ぐらいで引退してこれから地区のためにと考えた方が、今65過ぎても働きなさいっていう世の中になっていて、70近くまで働いていてやっと引退だなあって、やっと年金もらえるなあって思った頃にはもう、そんな人の世話をしている場合でない、今度世話される側になっちゃうというのが、現実じゃないのかなと思いますので、その辺も加味した中で改善策を講じていただければと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 民生委員のお仕事、仕事というか、使命といいますか。これは本当に頭の下がる、何ていうんですか、役割であると私も思っております。一方、報酬を上げれば、何て言いますかね、報酬、だから多分報酬がないのにもかかわらず、一生懸命住民の皆さんの世話をさせていただいている、いただくんだとということになれば、住民の皆さんもすごく感謝といいますか、何ていいますか、だと思っんです。例えば、民生委員、月収にすると5万円もらってんだとやとかなんとかって例えばなった場合、なにや、5万円もらって何もしないのかやって、例えばの話。何もしないって、何も問題なければ、そういうことももちろんないだろうけれども、でも問題は必ず、各地区どこにもあるんだと思います。

ですから、無報酬でやっているんですよというような言い方をして、そして何ていうのか、皆さんから崇拜というわけではないんですけれども、尊敬される、リスペクトされる、そういった立場でやられている。それが、自分の何ていうんですかね。地区にいれば民生委員というのは、ある程度名士ですからね、今までは。今もそうだと思います、私は。ですから、そういったことで、報酬云々じゃなくて、やはり奉仕の心でやっているんですよ。ですから、私らは奉仕者ですよというような、皆さんもそれを認めている。だからそれが、報酬がアップすれば、何や、報酬もらっているんだもん、当たり前だっちゃっていうような、そんなふうにも捉えかねられないから。だから、その辺の兼ね合いもあるんだろうと思います。

確かに、でも10万円前後っていうのは、やはりどうなのかなということがあります。そして、さらにはそれよりもひどい。ひどいんじゃないくて、それよりもまだ、何ていうのかなあ。人権擁護委員です。人権擁護委員は本当にないんです。これこそ本当にないんですよ。人権擁護委員。先般、サクナミさんとカトウさんだっけ、何とか説き伏せてお願いしてなっただきましたけれども、本当に何もありません。何もなくとも、江戸むらさきではないですよ。何もなくとも仙台に法務局に行って、年に三、四回行くって言ったかな。そこで相談電話の受付したり、そういったことをするんだそうです。それは、交通費しか出ないんだそうです、仙台に行くまでの。それも車は駄目なんだそうです。バスで行けど。バス賃もらう分しか出ないと。だから、もっと大変でないのかなと思うんです。

だから、民生委員はいいんだよという意味じゃないんですよ。そういう意味で私は言いませんけれども。ですから、そういう崇高な奉仕の精神でやられている人たちを、我々は本当はもっともっと尊敬しなければならないなど。往々にすると、何かあんまり重きを置かないように見ている風潮もありますけれども、やはりそういう人たちこそ我々は一生懸命バックアップしたり、やらなければならないんだなど、地区内においても、やっぱりそのある程度、名士としてあるいは尊敬のまなざしで、常に見ている。そういった姿勢が、我々住民がそういったことを実際やっていくということが、報酬あるなしにかかわらずやりがいのある、民生委員の人たちがやりがいがあることにつながっていくんじゃないかなと、こう思います。

ただ、今、そんなこと言っても一朝一夕には無理な話でありますけれども、報酬についてはいろんな各そのほかの事例等と照らし合わせたり、他自治体との関連も合わせたりして、おっしゃるように5万9,000円が、テレビで、新聞では上限ですよ。そう書かれていますよね。ですから、それが5万9,000円じゃなくて、もっと7万9,000円ぐらいになるような、そんなふうになればいいのかなと思うんですけれどもね。

ということはですから、十二、三万円になるということなので、大衡としても、ただ大衡としてそれぞれやるとかなんとかというんじゃないくて、それもやっぱり何ていうんですか、突出したことも、あまり地区の、この辺の管内で大衡だけそんな突出してそんなことしたって、叩かれるわけではないけれども、だからそういうことも考えながら調整してできればいいのかなと思っていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） もう1回。佐々木……、終わり。

通告順2番、石川 敏君。

3番（石川 敏君） 2番石川 敏であります。私は、本定例会の一般質問としまして、子育て支援などの各種の支援策につきまして質問をいたします。

日本の社会は、どの地方でも同じでありますけれども、少子高齢化が進んでおります。年々人口が減少している社会、そのような状況にあります。こうした人口が減少していく中で、いかにして暮らしやすい社会の環境をつくっていくかということが、全国どこの自治体でも大きな課題になっていると思います。本村におきましても、従来から各種の子供、子育て支援策に取り組んでおります。力を入れております。そうした暮らしやすい社会の環境をつくるということが、村づくりの大きな柱ということで進めてきております。

こうした中で、今現在実施している各種の政策、そういった事業の現状、そしてその成果というのはどのように評価して考えておられるか。さらに、課題というものはあるのかどうか。そうした場合、今後、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか。やはり各種、各事業メニューがいっぱいございます。村の事業としまして。それぞれ個別の単独の事業で実施しているような状況だと、今現在は思います。もっと、年代的にやっぱり体系的に、一体的に継続して取り組んでいくと、そのような考えも必要ではないのかなと考えます。今後の子育て支援対策、様々な支援策、どのような方針で臨んでいく考えなのか。その方針について伺います。

まず、1点目は村の人口の状況であります。本村の人口につきましては、最近においてはときわ台団地、南団地も含めてですけれども、大きな住宅団地の造成がありまして、一時期6,000人に到達いたしました。ですが、その後、減少傾向になっております。今現在、村のホームページで出ていましたが、本年7月末におきましては5,695人と載っております。人口動態であります各年の出生、死亡、その自然増減の状況。それから、転入者、転出者。それも増減あります。いずれにしても、トータルで減少ですので、どのような状況で減少というのは、中身、どういう状況になっておるものか。そして、今後人口の見通し、どのように予測しているのか。その辺の状況について伺います。

2点目は、各支援策の成果であります。今現在実施している各種の支援策、子供の誕生、誕生以前、妊婦さんのいろんな支援券あります。そこから始まりまして出生したときの出生祝い、それから小中学校に入った場合の入学祝いもあります。さらには、従来

からやっていますけれども、18歳までの子供に対する医療費の助成。さらに、こども園関係の入園、いろんな経費ありますけれども、それも保護者負担を軽くするためにいろんな助成を出しております。あと、学校におきましては、給食費も小中学校無料ということで支援しているわけですが、そういった各種の支援事業の現状、それからある程度の年数経過していますけれども、全体としてどのように成果を評価なさっているか伺うものであります。

次に、3点目としましては、空き家対策、住宅関係の事業であります。村で、空き家対策計画というものを令和3年に作成していますけれども、その後、空き家対策に取り組んでいるわけですが、具体的な対策事業というのはどういったものか。何ていうか、あまり姿が見えないのではないのかなと思います。空き家バンクと登録ありますけれども、それだけなものかどうか。

それから、住宅建築につきましては、従来から助成を出してある程度の件数、住宅建ってしまして転入している人も増えております。具体的に、人口なり世帯なり、そういった関係で、どのような数字的に効果が上がっているものか。その状況についても伺います。

それから、4点目としましては、いろんなこのような、各種の支援策、暮らしやすい環境づくりのためのいろんな政策があるわけですが、現状、現在取り組んでいる各種の政策の改善点というものが、具体的にあるものかどうか。そして新たにこういったものに取り組んでいくという計画はあるものかどうか。そういったものの方針について伺うものであります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長。答弁席にお進みください。

村長（萩原達雄君） 石川 敏議員の子育て支援、暮らしやすさ支援の拡充をとの一般質問にお答えいたします。

1点目の、本村人口の自然増減、社会増減動態の現状と今後の予測はとのご質問であ

りますが、令和3年度の出生者数が53人、死亡者数が94人で、自然動態では41人の減。社会動態では、転入者数が176人、転出者数が235人で59人の減。トータルで100人の人口が減少し、5,716人となっております。平成23年以降は、ときわ台と、ときわ台南団地の分譲に伴い、社会動態では人口増加傾向にありましたが、令和2年でこれも減少に転じております。

なお、今後の予測としては、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、村総合計画の目標年次の令和12年には、5,217人になると推計されておりますが、目標人口は5,800人を目指しております。

次に、2点目の子供、子育て支援、子育て各支援施策の事業成果はというご質問であります。現在子育て世代への支援として、万葉すくすく子育て医療費助成、出産祝い金、小学校、中学校の入学時における入学祝い金のほか、保護者への経済的支援として、村内の保育施設及び小中学生の給食費や、通園通学バスの無料化など、村独自の各種事業に取り組んでまいりました。本村においても少子化傾向であります。ときわ台地区には子育て世代が多く定住しており、その要因の一つとして、村独自の各種子育て支援施策が充実しているためと認識をしております。また、子育て支援の各種助成を行い、その結果として家計に余裕ができ、成果として数字に表れない様々な効果もあったのではないのかなと認識しているところであります。

今後、働き方や子育ての在り方が多様化していくことにより、出生率も減少していくと考えられますので、住民ニーズを把握することを心がけながら、今後の子育て支援のさらなる拡充を図り、安心して子育てができる環境づくりを行ってまいりたいと考えております。

次に3点目の、空き家対策、定住促進住宅建築助成の事業の成果はとのことですが、空き家対策については空き家バンクを創設しておりますが、登録数が伸びない状況にありますので、さらにPRに努めるとともに、今月には行政区長方のご協力いただきながら、空き家の実態調査を実施することとしております。また、6月定例会においては、佐藤 貢副議長からの一般質問でもありました空き家対策事業に地域おこし協力隊を活用してはどうかのご提案をいただいておりますので、いろいろな方策を検討しながら定住人口の増加につなげるかと、このように考える次第であります。

次に、定住促進住宅建築助成事業として、平成22年度から令和元年度に実施した万葉の里大衡定住促進事業補助金では、累計281件の交付実績があり、補助制度施行前の人

口5,488人に対し、令和元年5月には人口6,000人にまで回復するなど定住人口増加の一助となっております。また、ときわ台南住宅団地を分譲した際のアンケート調査では、購入した要因として全体の約6割の方が、定住補助金制度があるためと回答いただいております。一定の効果があったと考えております。

令和2年度からは、旧制度を見直した若者世帯定住促進補助金と、3世代同居補助促進補助金の制度を開始し、これまでの若者の新規転入による定住人口の創出を目的とした制度に、世代間で支え合う3世代同居の制度を加えることによって、村外に転出された若者を呼び戻す成果を期待するもので、これまでの交付実績としては11件となっております。またこの支援制度につきましても、令和4年4月1日に一部改正を行うなど、運用していく中で必要に応じて適宜見直しを行っており、今後も制度の成果を適宜評価しながら、定住促進対策を推進してまいります。

一方で、そもそも村内で住宅を建築する場所が少ないという現状もあることから、五反田亀岡地区の未整備区域の宅地開発が促進されるよう、民間事業者への働きかけを継続するとともに、海老沢地区の団地造成も始まりますので、定住人口増加を図るための受皿の整備も推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目の、暮らしやすい村づくりのため新たな支援策はあるのかというご質問であります。これまでの子育て支援策を軸とした事業を継続し、必要があれば既存事業の見直しや、新たな支援策も検討してまいりたいと考えております。

なお、今年度より、幼児期の弱視の早期発見を目的として、3歳児健康健診時に屈折検査機器を導入した屈折検査を実施するほか、育児の不安解消を目的に、産後5か月未満の母子を対象とした助産院での日帰りによる育児サポートが受けられる産後ケア事業が始まるなど、子育て支援の拡充を図っております。また、令和5年4月にこども家庭庁が新設されますので、国の施策の動向について注視するとともに、近隣自治体の施策なども鑑みながら、安全で安心して過ごすことができるよう、子供の発達や成長をさせるための支援を提供してまいりたいと考えている次第であります。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） ただいま、村長から、1回目の答弁をいただきました。今回の私の質問、結構幅の広い内容になっていますが、時間も制限ありますので、中でも全体じゃなくてある程度抽出した中で触れていきたいと思っております。村長の答弁も、そういうことででき

るだけ簡潔に、答弁をお願いしたいと思っております。

人口の、まず問題であります。今、答弁でありました。減少になっております本村の人口も、一時6,000人オーバーしたという時期もありましたが、それ以降年々、今の答弁でもありましたが、おおよそ毎年100人近く人口が減っております。多分、こういった状況、出生、死亡、それから転入転出の状況がそんなに大きく変わらなければ、多分減少傾向というのは、今後も続くんだろうと思います。むしろ、増加傾向にあるのではないかなと思いますよね。出生率も大分低いですし、特別上がるということなければ。そういったことで、そういう中でこれからの子育て対策、どのように進めていくかという大きな問題になると思います。

今の答弁の中で、将来の予測人口5,200人ぐらいというようなことでしょうけれども、多分、数年後にはこういった数字に近づいてくるんだろうと思います。そういうことで、総体的にはこういう状況ですので、当然子供の人数、生まれる子供が少なくなれば、学校の児童生徒も減ってくるんだろうと思います。今の状況ですと、小学校、中学校の児童生徒の人数というのは、例えばこの今言った令和何年ですかね。12年で5,200人ぐらいということでしょうけれども、小中学校の子供の人数というのはどの程度その中で想定されているのでしょうか。もし、具体的な数字とかということ。つかんでというか、予測しているのであれば、まずもって伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今後、どのように子供の出生率もありますけれども、子供の数がどのように減っていくのかというようなお話でありますけれども、減ることに間違いはないと思いますけれども、生涯学習課、学校教育課、じゃあ教育長。誰、お願いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 12年までということであると、まだそこまでは捉えておりません。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 多分、今の出生の人数から想定していけば、大体の予測数字は出るんじゃないのかなと思うんですけれども。中でも小中学校では、やっぱり地区別に見るとと きわ台が突出して多いんですよ、特に小学生は、当然そこで転入してもらった子供さんが多いということでしょうけれども、いずれそこも、現状であればだんだん下降ぎみになってくると思いますし、よその地区はもっともっと減少傾向なんだろうと思うんですよね。多分、これ出生率上げるというのはかなり至難のことだと思います。中でも、

宮城県は全国でもたしか、ワースト2位なんですよね。大衡村の状況は、宮城県で1.15人なそうです。出生率人口が。大衡村の出生率は、どの程度の人数になっているんだか。それというのは分かりますか。

議長（細川運一君） 子育て支援室。村長。

村長（萩原達雄君） 大衡の出生率、私は専門的な、そこまではちょっと分かりませんので、健康福祉課長に答弁させますので、よろしくお願いします。

議長（細川運一君） ご指名でございますので、健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 令和3年4月1日現在でございますが、出生率が1.28%ということになっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 県平均よりも大分高い数字だなと感じるんですけれども、いずれにしても低いことは間違いありませんので、当面の間はやっぱり、全体的な人口の減少は続くんだろうと思いますね。特に、子供さんの人数がなかなか伸びてこない状況は、大衡村に限ったことではないんですけれども、やっぱりそういった社会の傾向の中で子供支援策をどのように考えていくかというのは、本当に大きな村として取り組む課題というんでしょうかね、そういう部分では力を入れていく必要があると思うんですよね。今までも当然やっていますけれども、さらには同じことだけじゃなくて、次の段階なり次の課題なりを見据えた対策、対応策、考えていく必要があると思うんですよね。

そこで何点か、今やっている支援策について伺いたいですけれども、まず妊婦さんへの支援券、のびのび支援券でしたっけ。妊娠時に1人5万円の支援券を交付しています。主には、紙おむつなりあるいはミルクとかそういったものに使っているのが多いのかなと思いますけれども、従来はタクシー券だったんですけれども、そういったものの支援。あと、いつからでしたかね、出生祝い、これも5万円支給することになりました。それぞれ、あと小中学校の入学祝い金各3万円、特にこの3つの支援内容について伺いますけれども、支援の時期、時期といいますか、支援券を出す、交付する時期あるいは祝い金出す時期、入学祝い金の出す時期というのは、前にもちょっと質問した経緯があるんですけれども、もう1回確認したいと思いますが。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） のびのび子育て支援券なんですけれども、5万円分のクーポン券を交付しているんですが、その交付する時期ですが、母子手帳の申請、福祉課に来

たときに交付しております。出産祝い金なんですが、出産祝い金は住民生活課に出生の届出があったときに、申請書を併せてお渡ししております。そのときに、窓口で直接出産祝い金を書いて提出されるということなので、提出した後、大体1か月以内には出産祝い金を交付するよう努めております。

小学校入学に関する祝い金なんですが、こちらですが、5月1日基準というところで皆さんから5月1日の児童、村に住所の有する者に対して補助をあげておりますので、大体5月末くらいをめどに支給しているものです。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 妊婦さんへの支援券、母子手帳交付時点で、これ有効期間2年間ですよ、それ以降。ですので長期にわたる支援券の利用なので、こちらは現状の取扱いが妥当なのかなと思うんですけども、出生祝いについては、その出生届出した時点で申請書を出していただいて、後から祝い金を支給するという事なんじゃないかと、ある程度の期間必要、かかりますよね。多分、1か月ぐらいになるんですかね、長ければそれでよいのかどうかということはないですけども、幾らかでも早く支給できる方法はないものかなという考え、感じるんですけども。

あと、小中学校の入学祝い金、これは、5月1日基準日でもって、これも該当する親の方に申請書を出して、学校でたしか取りまとめしているんですよ、申請書を学校に出していただいて全部まとめてやっってもら、交付の手続きということなんですけれども、これは入学祝い金ですので、実際の支給時期というのは5月以降取りまとめて実際の支給時期がいつ頃なるのか。結構後ですよ、多分。ですので、入学祝い金という名目であれば、もう少し早く支給できないものかと思うんですけども、その辺の事務的な手続上、直すようなことができないものか。その辺はどうなんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。入学祝い金、入学してから1か月後ぐらいに入ると。それが今、現実だとかこういう話で、もっと早く出してもらえないかと、こういう話もお話としては分かるんですけども、がしかし、やっぱり議員も行政の経験者であります。そういうことが、そんなに簡単に入学する前から手続してどうのこうのという話になってくると、無理なんでないんですか。行政のプロだった石川議員さんが早く出せって言っても、ちょっとこれは今の会計システムからいって、なかなかどうなんだろうね。私

はちょっと無理があるのではないかと、入学の前に出せみたいな、入学、同時に出せもいいんですけども、ただそれはちょっと手続して入学しなかったらどうすんですか。まず、そういうことも考えられるし、いろいろ手続踏んでいくところなんですよね。それでも、私は出生祝いもそうですけれども、出生祝い、届出たときに、私がここにいるときは直に行っておめでとうございますと、大衡村の人口1名なり2名、双子だけ2名、こうやって産んでいただきましたありがとうございます。大衡村の宝でありますので、ぜひ健やかに真っすぐに伸ばして健全に、育てていただくようお願いしますと、わざわざ私、こういうことまで言うてくるんですよ。そしてね、そのときに申込書、出生祝い金の申込書も一緒に渡すんです。ここで、今、書いて申請していくと、後日、指定の口座に振り込まれますよと。後日振り込まればいいんだけども、実際にいつ振り込まれるか。私、よくそこまでは分かっていません。担当では分かると思うけれども、まず窓口で申請していったら、いつ振り込まれるんだかね。でも、それが行政の手続上の何というかな、タイムロスというんだか、時間かかるんですよ。なので、そういうことで、議員も行政マンとして分かっているはずだと思っているんですけども。

以上です。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 分かります。その上で質問しています。私は、出生祝い、申請があつて、当然生まれて親御さんから申請があつて出すということは、それは当然だと思いますし、受け付けてから早ければ2週間以内ぐらいには、多分出しているんじゃないのかなと思うんですけども、やっぱり入学ですけれども、こちらはあらかじめどの子供さんが入学するというのは分かるんですよ。小学校も中学校も前年度のうちに、大衡小学校だけじゃなくて、よその町の学校に入る子供さんも出てくると思いますけれども、全部の子供さんが対象です、これは、ですから、人は特定されます。ですので、申請書なくても、補助金じゃないんです。多分というか、出している項目は扶助費なんですよ、予算では扶助費。ですから今回のコロナ対策でのいろんな子育て世帯の子供への世帯への交付金あります。全部扶助費です。申請があつて出しているのかと、必ずしもそうではないと思います、今回の場合。

ですので、何か同じような取扱いでね。皆さんから申請まとめて、全部そろわないと支給できないんだということを話しされますけれども、そういうことじゃなくてももう少し事務的なやり方を工夫すれば、考えれば、もうちょっと違うやり方できるんじゃない

のかなと思うんですよね。ぜひこの辺は、今現在5月で申請出して、何月でしょうね。6月あたりに出しているんだか、ちょっと分かりませんが、もうちょっと短縮して、入学してそんなに遠い時期じゃなくてお祝い金を出すようなやり方をすれば、もっと親の人は入学準備金とはならないかもしれませんが、そういうことで祝い金というのはありがたみを、忘れた頃に出すというんじゃなくて、もう少しその辺を考えてやる余地はないものかなと思うんですよね。どうなんですか、事務担当の答弁でもいいです。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 事務方にも答弁させますけれども、まずもって入学祝い金。これ、やり方、本当に議員のおっしゃるようなシンプルなやり方も、やる気だったらやれますよ。例えば、入学式の日封筒に入れて、一人一人に現金で、それこそ。いや、ただそれが制度上、村の出納関係の法令の制度上、できるんだったら来年からそうしましょう。できるんだったらですよ。そうできるんだったら、そのほうがいいと思いますよね。そう思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 入学祝い金についてですが、5月1日基準ということで先ほど申し上げたとおりなんですけれども、こちら一部県の補助金を活用させていただいております。そういった関係があって今要綱上、5月1日という基準を設けさせていただいているという状況でございます。要綱上申し上げますと、結局入学されて引き続き村内に定住するというのが、要綱上定められておりますので、現状ではそういった5月1日を基準にされて申請いただいて、その後支給決定ということでの支給となっております状況でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 分かります。これにだけ時間を割くわけにもいきませんが、財源、県費に入っていることも理解しています。要綱では5月基準日となっております。要綱は村の要綱ですので、改正すれば改正できるんですよね。ですから、やはり祝い金の対象になる方の立場もやっぱり勘案して、よりよい方法どうなのかと。やっぱりそういう視点で、事務も考えていただければと思います。これは、何回もやりとりしたってしようがありませんけれども、この辺で止めますけれども、ぜひ次年度以降、そういうことも考慮して考えていただければと思います。

次に入りますが、住宅支援関係、空き家対策も関連してきますけれども、今、住宅の

定住促進の補助金。何年からでしたかね。平成22年からというような答弁がありましたけれども、もう10年以上経過しています。それで、累計で281件の補助を出している。それなりにこれによって住宅を建築された方が増えているわけですが、令和元年から、その補助制度の対象者の中身を改正しています。従来の対象じゃなくて、元年度から住宅を建築される方の年齢を、若い人に限定しています、40歳未満。3世代の同居の方はまた別。これも同じ若い人限定です。それ以上の方対象から外れています。

そして、令和2年、3年。対象件数が、それによってずっと減りました。ということは、やっぱり外れる方がかなりいたんだろうと思うんですよね。その年齢制限でもって。これ果たして、これはこれで制度でいいとか悪いとかではないんですけれども、実際今回の答弁では、決算書も私、見たんですが、若者世代の対象者では令和2年、3年で12件、3世代同居の世帯は各1件ずつで2件しかありません。従来よりかなり減っているんですけれども、今のところ1年間で、村内で住宅の建築戸数というのは何戸ぐらい建築されているかというのは、村としては分かるのでしょうか。

議長（細川運一君） 最初に村長。

村長（萩原達雄君） 村では押さえておりますけれども、私そのものは詳しい実数は把握しておりませんので。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 村内で建築されている住宅の件数ということなんですが、定住補助金の対象となっている件数の部分は把握してございますが、そのほかの部分のところというのはちょっと把握しかねております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 従来、確認申請は村でも分かっていたんですけれども、今は分からないんですよね、多分ね。ですが、当然これ以上の戸数は建っているんじゃないかなと思うんですよね、恐らくね。ですから、果たしてこういう年齢を変えたということが実際に、従来の最初の答弁ですと、住宅を建築したその恩恵として村の補助金があったからというアンケートの答えも大分あるということですので、そういうことが考えれば、果たしてその若い人だけに限定した制度というのはどうなのかなと。もう少し考え直すことも必要ではないのかなと思うんですけれども。今の状況の支援制度というのが。そのように思います。

続けますけれども、あと空き家対策、空き家バンクに登録されているのが、ホームペ

ージも見ましたが、2件しかありません。ないようです。1件が取引済みですかね。ということで少ないので、区長なんかを通して実態調査等の云々というのはありますけれども、実際の今のバンクに登録しなくても空き家状態にある戸数というのは、全数というのは村としてどの程度と把握なさっているんですかね、あります、それは。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 企画財政課長。答弁します。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 現時点で空き家状態にあるものは、村内で19戸と把握してございます。1問目の村長の答弁にありましたとおり、昨日から行政区長方にご協力をいただいて、村内の空き家実態調査を開始しております。昨日の地区によりますと、これまで4戸だった空き家が2戸解消して、新たに13戸が増えたというような地区もございましたので、来週ぐらいにかけて全地区を調査させていただいて、その集計を見ながら今後の空き家バンク等への登録等に働きかけていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 空き家戸数、それなりの戸数はあるんだけど、実際にバンクに登録しているのは本当に少ないケース。なぜなんだろうと思うんですよね。多分、登録してもしなくてもあんまり変わらないからじゃないんですか、うちの持ち主としては。どうなんでしょうかね。村としての空き家対策、何でしたっけ、計画ですか、計画あっても、具体的にどういった支援策なりなんなりってのはないですよ、多分、たしか。その計画の中には、村としての空き家を解消するためあるいはよそから移住定住してくる人のため、村としての支援のする内容というのは、具体的にないんですよ。

それで空き家対策なんですかね。果たして言えるのかどうか。もう少し、具体的な村としての取組方、支援なら支援策、もう少し具体的に出していかないと、なかなか実数として上がってこないんじゃないでしょうかと思うんですよ。今回の空き家かどうか、別として、国道4号の拡幅の中で転居された世帯の方もかなりいらっしゃるはず。大衡にとどまった方あるいは村外に転出された世帯もかなりあるはず。そういうことも人口減少につながっている一因だと思うんですよね。しからば、村内で空き家に、空き家に入っていたとすると語弊あるかもしれませんが、村内にとどまっていたとくような村としての対策も必要ではないのかなと感ずるんですよね。やっぱり、具体的な支援策を出さないと、その辺は目に見えるものがないと実数として上がってこない

思うんですよね。どう感じますでしょう、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 空き家バンク、登録、あまり伸びていないということでもあります。それには、やはり登録しても余りメリッ的なものがないといえますか、そういうこともあるんだろうと思います。空き家を利用して、例えば定住移住なんかをやっぱり進めていかなければならないということで考えれば、この空き家を例えば取得した移住者の方々、そういった方々に、空き家の、空き家といっても古いですからね、大体が古いんだと思いますけれども、リフォームの費用をやっぱり村として、補助といえますか、インセンティブといえますかね。そういったものの制度もあれば、幾らかは違ってくるのかなとも思います。そういうところも考えていかなければならないのではないかなとも思いますし、やっぱり地域おこし協力隊ではないですけども、そういった方々の活力も視野にももちろん入れながら、るる検討してまいりたいと、このように思っております。いいですか。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今、村長から、具体的な内容のお話もありましたけれども、やはり具体的なそういった目に見える支援策を、村としても示すということも必要だと思うんですよね。これ、よその自治体でも、そういったことでやっている自治体がいっぱいあります。今、村長話されました中古住宅を取得した場合の改修費を支援する。あるいは、賃貸で借りる場合、家賃の支援をする。そしてなおかつ、固定資産税もある程度の年数減免する。そういった具体的な支援制度をつかって、移住定住される方を呼び寄せるんですよね。そうじゃないと、何もしないでいて空き家あるからあるいは来てください、どうですかでは、駄目だと思うんです、やっぱりね。具体的な支援策を示して、それに呼びかけるということは必要だと思いますので、ぜひこれ今の計画の中で取り組むべき内容ではないのかなと思います。

さらに言えば、これ国の支援事業の一つですけども、結婚して新生活を始める場合の支援事業というのがあります。結婚新生活支援事業。これ、国の支援事業の制度です。内容、どういったことかっていうと、これも住宅取得費だったり住宅のリフォーム代あるいは賃貸料の補助を支援する制度です。これは県を通しての支援制度ですので、宮城県内でも7つの市町で取り組んでいます。これも参考の一つとして、どこでもできるということではないかもしれませんが、さっき言ったような内容と併せて、こういった

国の支援制度もありますので、幅広くやっぱり、そういった情報を捉えて、村としての政策を考えていただければと思うんですよね。どうでしょうか。

あと、今、結婚新生活という話ししましたけれども、さらには県内では塩竈市で結婚の祝い金を、今年度から出しています、5万円。多分、よその県内ではちょっと分からないんですけれども、ないのかなと思うんですけれども、それも一つの方策だと思うんですよね。子供、出生もいいですけれども、やっぱり当然として、結婚する方が増えないと子供も増えてきませんので、やっぱり結婚時からそういった支援も考えるというのも、支援策の一つではないのかなと思うんですよね。そういうことも、視野に入れて結婚から出産、入学、あと小学校、中学校いろいろ年齢がありますけれども、切れ目のない、そういう支援策制度として村として考えるということも、一つの方策ではないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 石川議員おっしゃるとおりだと、私も思います。理想は、理想は確かにそのとおりだなと。ただ、やっぱり大衡村としても、いろんなそういった子育てやら、そういった支援策あるいは住宅、移住定住の、何ていうんですか、そういう支援も当然しております。その中に今度は結婚祝い金もどうかと。それも考えられないことはないですよね。やはりでも、それ祝い金さえ出せばいいというものでもないしね。私はそう思っているんです。では、皆、何祝い金、皆創設しろかにしろということで、本当大変なことになっていくのかなと思っています。やはり、身の丈に合ったような支援、もちろん結婚支援は現実的だと思います。ですから、それにもいろいろな条件も当然付帯させながら。結婚祝い金といっても、隣の娘と隣の息子結婚したからといってではなくて、外から連れてきたとか、伴侶を連れてきたとかの結婚に対してとかいろんな、あると思うんですよね、やり方もね。総合的に判断、勘案して、判断をさせていただければと思います。

先ほど申し上げたように、移住定住の空き家バンクの、バンクといいますが、空き家の件については、やはり改修、古民家に来てすぐに生活できるような、そういった物件ばかりあるとは限りませんので、ある程度の改修費とかの、そういった応援は現実的であってもいいのかなとも思うわけでありますから、その辺については、今後検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 残り時間も5分ぐらいしかありませんけれども、やっぱりいろんなことをやるとなれば、当然財源が必要です。何もかにもとはいかないのは重々承知はいたします。ただ、やっぱり今やっている業務、事業なりなんなり、予算使っている部分、かけている部分です。もうちょっと違う使い方、使い道はないものかどうか。そういった上で、新たな事業へ振り向ける部分があるか、ないのかどうか。やっぱりそういう観点から予算措置なり、事業化を考えていく必要あると思うんですよね、今言ったような内容も。何もかも一方的に増やすだけでは、当然財源が幾らあっても足りませんので、その上で新たな対応策を考えていただければと思うんです。

質問の中で、当然財源の問題にも触れようと思っていました。やはり、財源がなくてはできません。いろんな取組も。既に、私は前にも言ったこと、質問した経緯もあるんですけれども、一般財源としてのふるさと納税寄附金の充当。これを一つの財源に、もっともっと考えていただければと思うんですよね。県内他の市町と比べても、大衡のふるさと納税額は低いほうです、現実的に。ネットのサイトを利用した時期は一時期上がりましたが、ここ最近また下がっています。

よその町のことを言ってもあれですけども、近隣では富谷市なり大郷なり、桁が違います。金額の桁が何千万円。富谷に至っては、億を超えています。それをやっぱり町として市として、特徴ある事業施策に充てているんだと思うんですよ。いろんなことやっていますので。ふるさと納税財源のPRもしています、ホームページで。

これ、従来も言いましたけれども、村のホームページとはそれが足りないと思います、全然。ふるさと寄附金のページは従来古いホームページのままです。何に使ったか、具体的に、何に使おうとしているのか。はっきりしていません。今言ったのは子育て支援なりなんなりの財源に、もっともっとPRして有効に使う事業内容を示せば、やっぱり寄附なされる方も、幾らかは増えるのではないのかなと思うんですけれどもね。いろんな支援の内容。今現在のふるさと納税の財源としている事業。目立たない事業ばかりです。今使っている事業、充当先は。もうちょっと、皆さんに目に見える支援先、分かるような事業に充てていただければなと思うんですよね。学校の漢字検定なり、ハザードマップ作るとか、ひら麻呂もどうなのか、あとホームページのリニューアルと。もうちょっと寄附なされる方に、私たちの寄附がこういったものに皆さんに役に立って、使われているんだということが分かるような充当事業に充てていただければと思うんですよね。PRすることによって、幾らか増えると思うんですけれどもね。どうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ふるさと寄附金ですか。待ってました。実は、ふるさと寄附金、本当に大衡、何百万円だよ。何百万円だっけな。500か800かな。ですから、いや、ほかの自治体なんかでは何億円とかあるいは何百億円というものもあるんですね。いや、これびっくりしますよ。実は私自身はふるさと納税制度というのは、あれ菅さんが何だか発明したとか何とかと言っていますけれども、私そのものは私は、あれは全然評価してませんよ、私はですよ。個人だよ、個人。あんなことやって何したんだよって。

だって、それはさておいて。その制度あるもんですから、今、トヨタの自動車のヤリスとか、何だ、もっと小さい車もあるのかな。今度新しいシエンタも出ました。こういうものをふるさと納税の返礼に、応じる人いるか、いないは別としても、大衡までこういうものを返礼しますよと。例えば、300万の車であれば、1,000万寄附した人に、それを返礼しますよと、いいわけだから、30%までってね。何かそういう話ですから、それをやろうと。私はそれ言っているんですよ。うん。言っただけで分からないんだよね、やらないからな。そういうことなんです。ね。だからそういう、インパクトのあるアドバルーン、やっぱり上げたほうがいいんでしょう。こっちは必ずしもそういうふうに、車欲しくて1,000万円よこす人って、そんなにないと思うよ。けれどもいるかもしれない。だけれども、そういうことを大衡村でやっていますよというようなPR的にも、私はいいと思うんですよ。だから、担当には命じているんですよ、やれって。ううんってうなっていましたね。ですから、やればいいんだ、本当は。そのぐらいのことをね。やったからっていうんでふるさと納税増えるかどうか分からない。

またそれだけじゃなくて、ちょっと大きな話になってくるけれども、もともと魅力ある返礼品をやって、開発してというのかな。そしてさらには何もものだけでなくたっていいんですよ。例えば、キャンプ場1年間使い放題とか、例えばの話、いろんな考え方あると思うんですよ。パークゴルフ場1年間使い放題とか、まずそういったこととか、何でもいいんです、アイデアいっぱい出してそれでやっていければ、私はもっと違ったあれなんでないかなと思います。そして、それを公園整備に充てるとかあるいは公共施設の何かに充てるとか、学校教育の何かに充てるとかというような、いろんな方策を示してやれば、議員が心配されたようなことも、本当にそのとおりだと思います。何に使っているんだか分からないというような、だけれども何に使っているか分からないぐらいの額しか集まってこないから、こうなってくるんですよ。どんと来れば、何千万円何

億円とくれば、それはまとまったところに、目のつけられるようなところに充当できると思いますので、そういうところも含めてやっていかなければならないなど。それは、議員おっしゃるとおりでありますので、ぜひそのように進めてまいる方向性でいきたいと思っています。

以上です。

議長（細川運一君） 1問だけ簡潔に発言を許します。

3番（石川 敏君） 時間になりましたので最後にしたいと思います。やはりいろいろ話しましたけれども、やっぱりいろんな子育てなんなりかかる経費、支援策いっぱいあります。村として社会全体として、そういう方々を支援するような制度内容に、体系を考えていただければと思います。それによって財源もどうするかということも、その中の一つですので、一体的な計画でもって考えていただければと思います。

で、最後に萩原村長も、今2期目、8年の最終年であります。来年度、令和5年度、これから予算編成、入るわけですけれども、来年度の予算編成、どういった考え方で臨んでいかれるのか、最後にそれだけ伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 来年度予算編成、対象外でないのかい。考え方ですか。考え方は、常々申し上げたとおり、村民福祉の向上のための、村民のための施策に、村民のためになるような施策の推進をしていくということであります。それについては、何ていいますか、今後もう少し煮詰めて考えてまいりたいと思います。いいですか。

議長（細川運一君） これで石川 敏君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順位3番佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 通告順位3番佐々木金彌です。私は、村の交通施策を見直してはどうかという題でご質問いたします。

現在、大衡村では、住民の足として各種の交通施策が実施されているわけでございま

す。大きく分けると万葉バスや代替バス、スクールバス、通園バス、そして、新地域交通システムいわゆるデマンド交通と。そしてまた、高齢者のタクシー券。あとは福祉バス、子育て支援券などいろいろありますけれども、特に住民の足として、前から使われている万葉バスの運行については、ほかの町村でもあったようですが、空気バスと呼ばれていたり、利用者の増加が進まないのが現状であります。

今回、バスの買換えが予定され、これらについて見直すよい機会かと思ひまして、ここで年間の経費と利用状況あるいは各施策につきまして、これからの方策等を検討すべきでないかという点で、お伺いするわけでございます。1年間の経費、利用状況等向うのでありますが、万葉バス、そしてデマンド交通、大きくはこの2つが主体でありますので、統合あるいは改善の考えがあるかどうかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村の交通施策を見直してはどうかとの一般質問であります。そのうちの1点目の万葉バス等の年間経費や、利用実態の確認とのご質問ですが、令和3年度実績で申し上げますと、万葉バスの運行経費は1,258万6,561円であります。1日当たりの乗車人数は、大森中学校線で56人、他の路線は3人から8.5人、代替バスの駒場線は運行経費は1,791万6,000円。1日当たりの乗車人数は46.5人、それからスクールバスの運行経費は2路線で850万4,851円。1日1台当たりの乗車人数は30人。通園バスの運行経費は2路線で363万円。1日1台当たりの乗車人数は4.9人。高齢者タクシー券の経費は397万3,000円。年間利用者数は215人。万葉のびのび子育て支援のタクシー券分の経費は4万2,000円。年間利用者数は4人となっております。

次に、2点目のデマンド交通の今後の方向についてのご質問ですが、万葉バスやスクールバスの運行形態も含めて、現在総合的に検討しておりますので、その結果として、より利用しやすいように充実させる方向で考えております。

次に、3点目の統合や改善の考えはあるかのご質問ですが、これまでも一般質問等でご意見をいただいております。万葉バスについては日中の利用者数が依然として低調であることや、これまで万葉バスを利用していた小中学生の交通手段の確保策をどうすべきかあるいはデマンド型交通の見直しなどに、先ほども答弁したように、総合的に現在検討している状況にあります。

以上であります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） それでは一問一答ですので、詳しくお伺いしたいと思います。まずもって、万葉バスですが、あるいは代替バスというこれら2つは大体同じような性格で、もともと路線バスの廃止に伴って、村民の足として確保のために行われた施策だったような気がするわけです。ただ、その中で今、村長から経費と利用の人数と報告がありましたけれども、私どもの地区とかそれぞれの地区で万葉バスなんかについては利用回数、週1便とかそういったものが違ってきているということが、特に目についてあるいはそれを変更できないのかとか、そういった声があったような気がするわけです。そういったものについては、執行部としてはどのように受け取っているのか、まずもってお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 万葉バスと申しますか、村民バスと申しますかね。これの運行路線、そしてその、何て申しますか、便数、今現在のとおりに走っていますけれども、これの変更とか調整、その都度できないものかというようなお話だと、今、そういう中身でいいんですか。そういう声があったときに変えられなかったのかと。そういう声があったというのはどこであったんだか、ちょっと私、今思い出せませんが、多分中学校の、何ですか、スクールバスが、スクールバスでなくてもいいんですが、部活でもう1便、6時頃にやれないのかというようなお話も、あったようにも伺っておりますし、例えば路線によっては、週1回しか来ないとか、それを増やしてもらえないかどうかという、そういったご要望あったやには聞いておりますけれども、それも鋭意検討して、今年の冬あたりには部活の中学校の、主に中学生ですけれども、部活の帰宅時間に合わせた何らかの交通システムは必要ではないのかなということ、内部では進めているところがあります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） ありがとうございます。私が主に伺いたいところは、いわゆる、週1便ということに関しまして、各地区から何とかならないのかと。曜日も含めましてね。これはバスそのものは医療機関とか買物、それから役所、銀行、JAとか、農機具屋さんとかあるいはいわゆる交流の場に出るといった目的で、利用されている方が多かったです。ただ、前は、大衡村の中、そして大和町まで行くという形態でございましたが、やっぱり病院とか、そういったものも含めてバス停が数か所しかない。そして、そこまで私、どうして歩いていけばいいんだというような声とか、それから週1便では医者

にかかる日と合わないという声とか、いろいろあったんです。そういった意味では、万葉バスというのは、あまり私らの地区では使われないなという認識をしておりました。

ですから、今村長に、そういった要望の声はなかったのかなど。村長は、この8年間7年半ぐらいの間の声しか聞こえないと思いますけれども、私どもは住民からいろんなそういった声を聞いているわけです。そこでデータを出してもらってやって、万葉バスで3,000万円で1万4,968人だとか、そういった費用対効果ではございませんけれども、それと比較して、何で駒場中学校線とか代替バスだけ大きく金が出ながら、そして余計走っていたのかなという意味で、その経緯が分かりましたらまずもってお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 代替バス、駒場線については係より説明をさせます。私は、全般的なこととちょっとお話をさせていただきたいと思います。というのは、今議員ご承知のように、万葉バス、それから代替バス、それからスクールバス、それからタクシー券、高齢者等今、村民の足として利用されております。さらに、昨年から試行ではありますけれども、デマンド交通、走らせています。私は究極的には、今議員おっしゃいました村民バスの空気バスと通称言われているということではありますが、その解消のためにはやはり万葉バス、住民バスを整理しなければならない。デマンド交通と、タクシー券は別としても、デマンド交通と住民バスを整理しなければならない。今おっしゃったように、バス停まで遠いとかなんだとかというお話もありますから、デマンドの場合はドアツードアまででありますから、そういったことでやっぱり、そっちに誘導して万葉バスは最悪の場合、その路線は、路線については廃止したいと思っております。その路線と、だから通学で使う路線というものもありますので、一概に全路線とは言えませんので、その路線は、廃止の方向で今後検討していくということで、あくまでも検討ですけれども、していかざるを得ないと思っておりますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 代替バスの駒場線に関してでございます。こちらにつきまして、従来路線バスで走っておったものの廃止に伴うバスということで、代替バスとなっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 最初に申し上げたとおり、交通いわゆる公共交通機関と言われるものが廃止になったときに、万葉バス、住民の足ということで、ただ今の457も走ってたん

ですよね。それで通学に使っていたあるいは住民の足として利用されていると。4号線も同じように国鉄バスからミヤギバスから走っていたんですよ。それらが廃止になったときは、全然考慮されなかった感じなんですよ。万葉バスの増便とか、今代替バス1台1台であって、その利用便数。簡単に言うと、大瓜とか衡上、松原とか本当に、これは後から申し上げようと思っているんですが、デマンドタクシーが西と東では、西が2倍の利用率なんですよ。何が違うのかなという検討も、恐らく執行部でもなさっていると思いますけれども、私はやっぱり今、万葉バスの利用度合いあるいはそういう不便さを感じるので使われているのが一番多いと思っているんですよ。まずもって、私も万葉バスから決めたいなと思って、そちらには触れなかったんですが、そういった意味ではやっぱりその当時として考えられなかったし、現在も見直しされていないというか、今は検討中なんですけど、回数については、この20年とかしばらくは今現状の1週1便という考え方でずっとやってきたわけです。ただ、その不満の声がほとんどなかったのかなという意味で、執行部としてはどのように捉えていらっしゃるのか、まずお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 不満の声は、聞いたことございません。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私どもも、今回ほかの県、そういった町村とかに視察に行きまして、同じようにデマンド交通とかやっているということも聞きました。あるいは黒川郡内でも大和町、大郷町、バスもデマンドもやっているところもございます。大衡と違うのはやっぱり委託の形式が、自前でやっているところはなかなかないという感じで受け取っています。そういった意味でこのバスの買換え時期が話題になりました。ディーラーの都合とかで今度変更になるようですけども、やっぱり私はいずれはこれを見直しして、みんなに平等にと言えば失礼なんですけれども、交通弱者に対して、今村長が言ったように、ドアツードア、そういう戸口から戸口という、ほかの町村でもそういった言い方をしていますけれども、そういった意味で使いやすい、住民が足として利用しやすい交通をつくるべきだと思って、デマンドについては大変喜ばしいことだと思って、そういったことを議員としても声を上げた方々が大分いたはずだと思います。それが、時の流れだったかもしれないし、そういった意味で金額的にもさっき村長が言いましたが、村民バスの3,000万円に対して1万5,000人というのと、デマンドなんかは、今回300万

円ですけれども、これが1年間とすると2倍の600何万円で千人。増えると思いますけれども、利用の状態からいうと、高齢者タクシー券とやっぱり絡み合わせて捉えなければ、デマンドの場合はなかなか難しいのかな。簡単に言うとダブってしまう結果になるかもしれません。ただ、大衡村の場合はデマンドについて話をすると、登録料を納めただけであとは利用がただといったことなので、いいのかなという気はするわけなんです。が、村としてさっき村長は見直していく考え方を示されましたけれども、やっぱりその形態をどうするのかという意味合いでも、比重をどちらに置くのかではないですけれども、まずもって今は終了して、続ける意向を私としては伺っているわけですが、そういった考え方で、どのような検討をなされているのか。担当課含めてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 内部での検討については企画から答弁させますが、その前にざっくりとした構想でありますけれども、万葉バス、代替バスも含めて、これは決定ではございませんから、誤解のないようお願いしたいと思います。そのバスを廃止したい。駒場線も含めて廃止をしたい。そして、スクールバスを充実させて、その代わりにスクールバスを走らせると。そして、そのスクールバスに、今ちょっと検討させているんですけれども、一般住民も乗せられるかどうか。乗せてもいいのであれば、スクールバスでもって代替線の役割も担っていただくということで、村直営でやったほうがいいのかなと思います。大森線についても奥田経由で来る。それも、ですからスクールバスで利用しながら。当然、スクールバス2台ありますけれども、それをもちろん台数は増やしますけれども。ただ、長い目で見れば、駒場線とあれで3,000万円ですか、かかっている、年間。それは車両代は見ないで、かかっているわけですから、長い目で見て現行よりも安いのかなと。この辺どういう試算したんだって言われると、ちょっとあれですけれども、ざっくりと。

そして、さらにデマンド交通、これをもっと充実させて、本当にさっき言ったようにドアツードアで利用していただこうと。それが村民、住民にとって非常に公平な費用のかけ方ではないのかなと思うところです。さらには、それに伴って、高齢者タクシーの利用も減ってくるのではないかなと。廃止するんじゃないですよ、それは。廃止はしませんけれども。それによって今2万4,000円を支給していますけれども、それが2万円なりあるいは1万5,000円なり6,000円なりぐらいに減ってくるのかなと。そして地区

によっては減らしてもいいのかなという、地区によってばらばらにするのではないけれども、デマンド交通がちゃんとしていればタクシーも要らない。要らないと言うと、タクシー業者さんにおしかりを受けるかもしれませんけれども、でもデマンド交通は夜はやっていませんので、タクシーは夜もやっています。夜といたって時間は限りはありますけれども。

ということで、そんなふうに総合的な大衡村の交通システムを構築したいと思っております。それを、企画財政にも指示をしておりますので、まだ結論的なものは出ていませんけれども、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 公共交通体系ということで、ただいま村長答弁したとおりでございます。現在のところ、そのような方向性で検討してございますし、まず万葉バスと代替バスにつきましては、前からお話ししておりますとおり、朝晩の子供たちが乗るときの利用人数は多いわけですが、どうしても日中が利用が少ないということで、どうしてもその辺が効率が悪いというようなことで、その辺の代わりとなるものとして昨年からの試験運行でございまして、デマンド交通を試験運行中でございます。

今ほど村長が申しあげましたとおり、いろいろな考え方あろうかと思っておりますけれども、そのデマンド交通の、現在も利用率からいいますと、あまり伸びていないということで、いろいろ登録者の方に今後もアンケート等でご意見をいただくことにしておりますけれども、まず私どもで考えておるのが第1便の時間、こちらが8時50分なのでもしかする高齢者にとってはその病院に行く時間にちょっと遅いのかなということで、利用が伸び悩んでいるのかもしれないということと、あと帰りにつきましては帰りの便が最終の16時ということで、その辺ももうちょっと遅い便があったほうがより利用しやすいのかなとは考えております。

現在のところ1台で、会計年度任用職員3名で運行しておりますので、もしその辺も時間の早い時間から便数を設ける。あとは夕方も延ばすということになりますと、職員の体制も考えていかなければいけませんので、その辺もいろいろ考慮していかなければならないと考えております。

あともう1点、経費面からいいますと、現在の代替バスと万葉バスにつきましては、特別交付税で約8割見られております。そちらを、例えば先ほど村長も答弁しましたような、スクールバスに一般住民が乗れるようなことも考えられないのかということも、

検討しておりますが、そちらが両方無償であれば運輸局等も関わらないので、それほど制限もないのかなど、県ともいろいろ協議をしておるところでありまして、片や例えば大人の方の有料制にすると運輸局との話も出てきますので、それらも含めていろんな手続等も必要だということと、無償にすれば特別交付税での8割じゃなくて、今度は特別交付税の特殊財政事情というようなことで、村で特別経費かかっている分についての県に対する要望で、通常ですと大体その要望した額の約3割程度となってしまいますので、そちらの財源比較も現在進めておりますので、それらも含めまして全体的に比較検討しておりますので、もう少々お時間をいただきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大変前向きなお答えをいただいて、私もうれしく思うわけです。やっぱり住民の声としては、空気バスは要らないんでねえかと。そして、デマンドバスのデマンド交通の充実なり、タクシー券等の話を。タクシー券もらったとき、2万円なり2万4,000円と。地域によっては、1回行くと2,000円かかるんだと。そうだと12回、11回で終わりでないかみたいな話もありますけれども、何もないのに対してそういう施策があるというのは大変喜ばしいという声で、大体利用されていると思っています。

今回新しい住宅等ができて、やっぱり、そしてまた先ほども石川議員の話に出ましたが、移住定住とか言ってやっても、一番大衡村にないのがやっぱり医療機関と買物をする施設がないというのが、一番の弱みだったと思います。そういった意味では、交通の足が、免許のない人でも使えるデマンド型の交通というのは大変有意義だなと。ただ、私ども、今回視察なりで感じたことは、大和町なりもそうですけれども、やっぱり料金を取ってタクシー業者の事業者委託をしていると、1年間の経費としては楽になるだろうという考えなんですね。これをずっと続けて、台数2台、3台に増やして充実すると、住民の足としてはすごくいいなと思います。ただそういった意味で、今、課長が検討課題として30%を取るか、そういったことも含めて、年間の経費を考えるとどちらが大事な、有利なのかなど、そして住民にとってどのような方法が望ましいのかなということ、視察先で一番感じた川西町などは、いろんな体系がありますけれども、毎年住民に対してアンケートを取るということを、議員全員がやっぱり大衡村も住民の声をもっと聴いて交通体系を見直すべきだという、多分そういった報告書を議長に上げていると思います。私もそのように書きました。それだけこの交通的な面につきましては、本当に望ましい形にしていきたいと。

なかなかこれ、あるものを廃止するってのは本当に勇気の要ることだと思うんです。それに代わるいいものがあれば、住民が納得すると先ほどの村長の答えにありましたけれども、でもスクールバスの充実できるのかも含めて、やっぱり、今の時期に検討してもらおうというのが、本当に一番いい時期じゃないかなと私も思います。そういった意味からいっても、高齢者のタクシー券については、現状のまま続けると、こういったものがあつた場合でも、続ける考えなのかどうか改めてお伺いします。何ていうか、利用度合いが違うのかどうかという意味ではないんですけれども、両立させていいのかどうかという意味合い。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何と言ったらいいでしょうかねえ。大変難しい、本当に悩ましい問題でもあります。でも、先ほど申し上げたとおり、このタクシーというのは民間会社でやっていますけれども、おおむね時間に、何時、10時頃までやっていますか、今。夜だと、朝はどうなんでしょう。分かりませんが、朝も予約しておけば早く来るのかな。もしかすると。ということでデマンド交通が動いていないときに動けると、例えば緊急要件とか、そういったメリットも確かにタクシーにはあるわけでありまして。そういったこともありますので、全部それも廃止するというのも少し乱暴過ぎるのかなと思いますので、その辺は少し考えさせていただければと。

額については、ですから2万4,000円を1万8,000円ぐらいにするとか、そういったことで、あるいは半額1万8,000円だと半額でないか、3分の2になりますけれどもね。そういったふうにして若干減額的なものも視野に入れながら、ただ全面廃止っていうことにはならないようにしたいなと思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） その方向が正しいのかなと、私は思います。そしてまた経費面、そういった意味でも、料金を取ると業者委託しなきゃいけないとか、そういった運営局との関連もあるので大変難しい選択を、計画を立てて年間の2台なり3台にする、そういったものも含めて今は試行、実験の段階ですね。そういった意味では本格的事業をいつから実施する予定でいるのかと、お答えいただいた今年度の。そういった意味で、改めて執行部としては検討のさなかでありますけれども、どの程度の時期から本格的デマンドタクシーとしては、やるのか。1台でするのか、最初は。1台でするのか。現行のまま。本

格的という言葉を使ってやるのはいつからだということを、まずお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） デマンドですよね、デマンド。デマンドについては昨年10月から試行でやっていました。試行からいつ本格的になるのかということではありますが、まだ本格的どうのこうのという段階では、まだないなと思っています。考えられるところでは、来年4月あたりからかなと。ですから、最初から私は、試行ですよと。走りながら、走りながら、走りながら改善、改良するんですよというようなお話ししたら、村長、走りながらそんなことやったら危ないんだとか、そういう話も受けました。

でありますから、ただやっぱり、運行してみて走ってみて、不具合なりいいところなり悪いところが見えてくるものなんです。ですから、まだそれが完璧になっているとは捉えておりません。そしてさらには、1台で今やっていますけれども、1台から2台にする、そういったことも視野に入れながら。ただいかにせん、今1台走っていても、申込者が間に合わないですよ。殺到してないから、間に合っているんだよね、1台でも。ですから、これはどういう理由なのかなと思うんだけど、2台にするぐらいのニーズがあれば、私はいいなと思っているんですけど、今のところ、ですからまだ試行ということでやっていきたいと思います。

で、来年の4月になったら本格なのかということでもございませぬ。あくまでも、試行であります。今のところ。その試行はいつじゃあ終わるのやという話にも、まだ見えておりませぬので、だからドライバーにも言っています。お客さんいないときは、試行だから廃止するときなんだからなと言っているんですよ。本人に言っているんです、私は。試行だから誰も乗らなくなったらやめっぺや、そんなことならと。やっぱりそうしていかないと、自治体の仕事というのは、一旦何かやると赤字であれなんであれ、だらだらとやっているんですよ。事務事業の評価などもさっぱりしないで、いつまでも同じことを。往々にしてですよ、だから、それでは駄目だと。やはり、検証して本当に必要なのかあるいはやめてもいいのかというようなことを。

ただ、皆さんはこう言います。1人でも利用する人いれば、廃止ということないんじゃないかと。こういうことを言うんですよ。ですから、それも違うんだと思います。私は1人しか利用する人いなかったら、やめます。そしてその人はタクシーで。1人しかいないならタクシーのほうが安いんですわ。村でタクシー代を使って、その人を送り迎えしたほうが。そういったことまで、やっぱり考えていかなくないです、そういうこと。

ですから、まだ、試行であります。よろしくをお願いします。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今、村長言われたことは十分に分かります。やっぱり、税金ですので、これも皆さんの大事なお金でございますので、費用対効果ということも考えなければならぬし、逆にこれから利用していく形、そういったものの施策を早めに検討するということ、やっぱり大事だと、私は思います。よく話題の一つに、敬老会の年齢とか、敬老祝い金100万円にならないのすかとか、そういった意味でも前からやっぱり少しずつ話題にして、こう変わりますよみたいな話をしないと、突然なくなったんでは何だやという声が出ると思います。そういった意味では、アンケートなりなんなりも有効ですし、今の村長のようにちらちらとお話を出すのも、こういう機会にはやっぱり必要ではないかなと思っております。

そんな中で本格事業がまだ見通しつかない。でも、台数増やしたからって経費が2倍になるわけじゃないんですよ。事務の運転士2人は1台について増えなきゃないと思うんです。電話受け取りは1人で対応できるとか、そういった意味ではそんなに倍々ゲームにはならないと思いますけれども、一番はやっぱり利用される、望まれる形。そういったものをぜひ、村長が言うような検証という言葉使いましたけれども、私はやっぱり調査をして、住民の声の調査、そういったものも含めてよい方向に変えていてもらいたいと思うわけでございます。

今までの話から総体的に考えますと、万葉バスを見直しながらデマンド交通なりを充実させると。そして、高齢者タクシー券もそのままある程度存続させるというようなお話でございました。そして、一番は事業委託を業者にしないで、大衡村で運営する方向であるような話を伺いました。そういった考え方で捉えてよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃるとおり、万葉バスを、住民バスを今、日中でも何でも恒常的に走らせていますけれども、これをやはり整理して廃止なりして、そしてデマンド交通、それからスクールバス、住民バス、代わりとしてスクールバス、そういったものにしていく。そういったことは当然、さっきも申し上げましたとおり、やっていかなければならないなと思うところでありますし、何だっけ。

議長（細川運一君） どうお考えですかというご質問です。

村長（萩原達雄君） そうそう、村直営。やっぱり、村直営の場合はシルバー人材センターを

活用しながら、シルバー人材センターにドライバーを登録していただいて、そしてそこから今、村で直営でトヤダさんあれしていますけれども、それもシルバー人材センターを活用しながら、ただシルバー人材だと60以上でないと駄目だということにもなりますけれども、シルバー人材センターの人も活用しながらということです。そういったことができないのかなということでもあります。まちづくりセンターは今、運転士派遣してませんので、ドライバーさんを派遣していないよね。していないので、結局そうなるのかなと。

今、村でそして会計年度任用職員としてこれまで、まちづくりセンターから派遣された人たちが雇用、雇用といいますか、採用して今いるわけですけども、そういった方々もシルバー人材センターの派遣事業ができるようになるということでありましたので、順次準備が整い次第、そういうふうに移行させていただければなど、こんなふうにいるところでもあります。決定ではありませんけれどもね。方向性です。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 万葉バスは、業者委託であるので心配ないんですけども、デマンド交通についてはいわゆる事故対応。今までそういったことは聞いてませんので、ないと思いますが、それに対する対策としては、台数増えればあるいは回数、便数が増えれば、そういった意味では、それに対する万全の方策を取らなきゃいけないかなと思うので、どのような考え方が改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 事故ですね。交通事故とか、そういった。当然、ドライバーに対する教育といいますか、そういったものは徹底してやっていかなければならないし、さらにはもちろん、何ですか、自動車保険ですか、そういったものも完備して、完全加入して進めなければならぬと思います。それから呼気検査とか、ちゃんとやっているな。今やっています。ですから、あと体調ですね。結局、外観でも分からない体調不良。こういうものもありますので、やっぱりそういうところは注視しながらやっていかなければならぬ。ただ、これは業者委託にしたって何したって同じ。同じではないんですけども、リスク的には同じであります。ただ、賠償の所在が違うというだけでありまして、そういう事故なんかには万全に対応してまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） なんか、運転者に対して事業所は、今は本人が呼気検査を各自するよ

うなキットを、今買わせている状態だということを耳にしましたけれども、そういった意味では万全の対策取らなきゃないなと思うわけです。そして一番は、今、全然時期的なもの、話が出ましたけれども、いろんな面についてアンケート、住民に対してアンケートというのを取るようなお考えを伺いました。それらについてはいつの時期に、どのようなテーマでお伺いするのか、取るのかという意味でお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 企画からお答えさせていただきます。

議長（細川運一君） 財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 現在、デマンド交通に登録されている方全員に対しまして、何ていうんでしょう、現在どういった点での不便さとか、そういった点を感じておられるのか。あとは、先ほど申し上げましたとおり、便数、時間帯の早い便があったほうがいいのかとか、夕方もう少し遅い便があったほうがいいのか、そういった点も含めて、現在設問等を考えてございまして、今月から来月にかけて実施したいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、私としてはデマンド交通を充実させますよというような意味合いで、全村民にもアンケートを取る気がないのかなという意味で、私はPRを兼ねて住民の声を聴くには、利用者だけでなしにそういった、何て言いますか、ふだん考えたことない人も、こう変わる、変えたいというかね、変わった場合利用しますかみたいな感じで、取る気はないのかなという意味でお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 実は、昨年12月だったと思うんですけども、全村民に対しましてアンケートも実施してございます。今、議員おっしゃるとおり、どういった場合にデマンド交通利用してみたいとか、そういった設問もございまして、それらも含めて集計、分析した結果、試験運行を開始してございます。

で、その中でも、現在のところ水曜日、最初運休にしておりましたが、運行開始したり、あとは便数をちょっと入替えしたりとか、そういったことで、利用者数が伸びないのかということもやっておりましたので、今回利用登録されているにもかかわらず利用率が伸びないというところが、ちょっと問題あるのかなというところで、その利用登録されている方に対しまして、アンケートを実施したいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） やっぱりそれぞれの状態が進むにつれて、利用者の目を、こう変わったなということによって違いも当然出てくる。そしてまた、住民の声として、もう少しこうしてもらえば私らも利用できるんだというような声もあるかもしれませんので、本格的に万葉なりと入替えなりなんなりを計画するのであれば、そういった意味でももう一步踏み込んだ全体像を、固まりつつあるときにでも一度、公表といえ失礼ですけども、知らせて声を聴いてみるのも一つの方策ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご意見のとおり、先ほど申し上げましたとおり、一旦は利用登録されている方のアンケートを実施させていただいて、今ご意見いただいた全村に対するアンケートにつきましては、PRも兼ねてということもございますので、その辺も含めて今後考えていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私の最初見たこの答弁書をもらうと、なんだよ、何でこんなんだべなと思ったんですが、今の村長並びに企画課長の話を聞くと、本当に前向きな方向を、全体像を見て考え直してもらっているという意味で、大変満足ないいただいた答えだと思っております。ぜひ、住民の立場になって、改めて詳しくこの交通体系に取り組んでいただきたいと思いますが、よろしくこれをお願いすると議員として失格になります。改めて村長に答えを。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住民バスの代替りの交通手段、デマンド交通と、それからスクールバスとどっちも充実させて、特にスクールバスは当然、今2台ですけれども3台体制にしてやっていきたいと思っております。そしてさらには、デマンド交通も充実させて、できればタクシーを使わなくてもいいような、時間にも融通の利くような、そういった改善、改良できればですよ。ただ、それも限度はあると思いますけれども、そういったことで充実させて、例えばデマンドにしたって今度2台にしたいなという考え方もあるわけがありますから、ただそのためには、やっぱり今、利用者が、2台にするにはちょっと足りないなということでもあります。

ですから、先ほど議員おっしゃったように、利用しないような、まだ利用しなかつていいような人たちにも、今からでも、そういう、このデマンド交通のよさというんで

すか、認識していただくような、そんなPR活動といたしますか、広報活動、そういったものをやっぱりしていくことが必要なんだろうと、このように思っているところでもありますので、よろしくご指導、よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これで、佐々木金彌君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を3時15分といたします。

午後 3時05分 休 憩

午後 3時15分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順4番赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 通告順位4番赤間しづ江です。私は、75歳以上の医療費、いわゆる後期高齢者医療費の負担割合見直しについて、質問をいたします。一問一答方式で行います。

我が国は少子高齢化が進み、戦後生まれ、1947年から1949年生まれの団塊の世代の人々が全て75歳以上となり、超高齢化社会となって、医療や介護、福祉、年金など様々な分野に影響を与えることが予想されることを、2025年問題と言われてきました。その2025年問題が目前に迫ってきています。

後期高齢者医療制度が2008年に始まって、今年で14年目です。今回、団塊の世代が75歳となるため、高齢者医療制度始まって以来と言える大きな見直しが行われました。今年10月1日から、医療費の窓口負担割合が変更され、従来の現役の所得者3割、一般所得者1割から、一般所得者等のうちの一定の所得がある方の窓口負担割合が2割となります。高齢者の置かれている状況を考慮し、被保険者や家族にとって不安や混乱が生じないように自治体としての丁寧な対応が求められてくると思います。したがって、私は次の6項目について質問いたします。

1つ目です。今後3年間、75歳以上の後期高齢者数と人口に占める割合について伺います。

質問項目の2つ目です。後期高齢者の医療費の保険料徴収について、普通徴収、特別徴収、年金から引かれる特別徴収の割合はどうなっているのか。大衡の高齢者の置かれている状況2つについてまず質問いたします。

質問項目の3点目です。今回、窓口負担が見直される背景、趣旨。これについて、改めて伺うものです。

4項目めです。本村で2割負担の対象となる被保険者の見込み数はどのぐらいになるのでしょうか、伺います。

質問項目の5項目めです。2割負担による外来診療の負担増加額を抑える配慮措置が実施されます。3年間です。どのような制度なのか伺います。

6項目めです。高齢者の健康、そして健康保持増進を目的に、保険者である宮城県高齢者医療広域連合では、保健事業と介護予防の一体化事業は令和2年度から6年度までの5か年にかけて、宮城県全市町村を対象に実施するとしています。全市町村に委託して行うことになっている事業ですが、もう残すところ5年、6年と2か年になりました。大衡村として取り組む年次はいつになるのでしょうか。伺います。

以上、6つの項目について質問をいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まず、後期高齢者医療費窓口負担割合の変更についての一般質問であります。その1点目であります。1点目の今後3年間、75歳以上の後期高齢者数と人口に占める割合についてというご質問であります。今後3年間の間に、団塊の世代と言われる方々が75歳を迎えることから、国の試算では5人に1人、20%の方が75歳以上になると言われております。本村の75歳以上の方の割合は現在14.6%、人数としては830人となっております。約7人に1人となっておりますが、村の総人口が減少傾向にある中、75歳以上の人口は増加傾向にあることから、3年後には国試算の割合に、すなわち、5人に1人ですか、20%。国の試算の割合に近くなるのではないかなと推測するものであります。

次に、2点目の普通徴収と特別徴収の割合はとのご質問ですが、後期高齢者医療保険料は75歳に到達した月から発生し、原則は年金からの差引きで納めていただく特別徴収になりますが、被保険者となった後おおむね6か月は特別徴収ではなく、普通徴収となります。また、受け取る年金の受給額が18万円未満の方や、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方あるいは希望により納付方法を口座振替に変更した方は、普通徴収となります。令和4年度の大衡村における保険料算定時の割合ですが、被保険者数では普通徴収が26%、特別徴収が74%となっており、保険料金額ベースでは、普通徴収が42%、特別徴収が58%となっております。

次に、3点目の今回、窓口負担割合が見直される背景、趣旨を改めて伺うのご質問ですが、後期高齢者医療の財源のうち、約4割を現役世代が支援金として負担しておりますが、少子高齢化が進む中で後期高齢者数の増加とともに、医療費の増大も見込まれることから、現役世代の負担軽減を図り国民皆保険の継続を図るため、一定以上の所得がある方にはそれ相応の負担を求めることとされたものであります。

次に、4点目の本村で2割負担の対象となる被保険者の見込み人数はどのぐらいかのご質問であります。2割負担の対象となる方は、前年中の課税所得が28万円以上かつ、年金収入とそのほかの合計所得金額が200万円以上の方で、本村においては7月末の段階で8.8%、74名の方が対象となります。

次に、5点目の2割負担による外来診療の負担増加額を抑える配慮措置が実施される、3年間実施されます。それはどのような制度なのかのご質問ですが、窓口負担が1割から2割に変更となる方は、2倍の負担になることから、制度施行の令和4年10月1日から令和7年の9月30日までの3年間、窓口負担の影響の大きい外来受診について、負担増加額分を1月3,000円までに抑えることで、必要な受診を控えることのないようにするものであります。

次に、6点目の高齢者の健康保持増進を目的に、保険者である広域連合では保健事業と介護予防の一体化事業を令和2年度から6年度まで、全市町村に委託し実施することになっているが、村として取り組む年次はいつになるかのご質問であります。この事業は、市町村が進めていく上で、企画調整等を担当する医療専門職が必要とされます。原則として、正規職員の保健師が専従することとされており、事業施行の令和2年度の段階では、実施することが難しいと考えておりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの流行や保健師確保の難しさから、専従の保健師を配置できなくとも企画調整業務が適切にできる場合は、広域連合との協議をすることで他の業務との兼務が認められることになり、条件が緩和されたことから、現在は広域連合の説明会や研修会に参加し、令和6年度からの実施に向けて準備を進めている状況であります。

私も、この後期高齢者の医療の件については、やや不安なところもございます。議員は、後期高齢者連合の議会議員でもあられますので、大変詳しく項目を区切ってご質問されておりますが、この後の答弁については私より詳しい健康福祉課長が、住民生活課長に答弁をいたさせますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げまして、1問目の

回答といたします。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 後期高齢者広域連合の議員ではございますが、私もなかなかパンフレット、リーフレット見ましても、分かりやすくとは連合では申しますけれども、これを頂いて果たしてどのぐらいの方がきちんと理解をしてという部分もあったものですし、私自身も間もなくこの後期高齢者に入りますので、私の勉強の意味も兼ねて質問をしたいと思います。

まず、1点目の、今後3年間の75歳以上の高齢者数の割合ですね。ちょうど去年3月、令和3年3月に、高齢者福祉計画、それから8期の介護保険事業計画、直近のこういったきちんとした実績値、それから推計値に基づいて策定されておりますので、それと非常にこの整合性が取られて、今後の施策も進めやすいのではないかなと感じたものです。高齢化率は、30%ぐらいは行っているんでしょうか、大衡、間もなく30%ぐらいでしょうか。とにかく、間違いなく少子高齢化の波は大衡村にも押し寄せているというところでございます。

住民生活課長に、この推計値も含めて本当に寸分も変わらない感じのあれで来ているなと考えたものですから、その辺の今後のいろんな政策においても、非常に心強い数値かなと思います。その辺を伺います。

議長（細川運一君） まず村長にご指名をいたします。村長に指名をいたしますので、課長に願えばと思います。

村長（萩原達雄君） 先ほど申し上げました住民生活課長に答弁をさせます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 現在、このご質問いただきまして、直近のデータ等で計算しましたところ、やはり大衡村の高齢化率、65歳以上になりますが、30%を超えている状況でございます。正確には30.7%。現在のところそういった状況になってございます。

75歳以上につきましては、先ほどの村長答弁にもありましたとおり、14.6%ということでございます。なお、この推計値につきましては、大衡村現在、特別養護老人ホームが2か所ございますのでそちらにつきましては、やはり転入される方が常時あるということと、高齢者の数字につきましてはあまり変動がないものと見ております。答弁書のとおり、総人口が減少傾向にある中では、そういった推計を行ったところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 2点目の、保険料の普通徴収と特別徴収の件について伺います。こういう質問は酷だったのかなとも思いますが、割合についてというあれで、これによりまずと被保険者となった後、おおむね6か月は特別徴収ではなく、普通徴収となるということです。そうしますと、普通徴収と特別徴収が混在しているという感じになるのでしょうか。その辺も伺いたいと思います。数字的には、どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 中には混在する方もいらっしゃいます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 年金から天引きされると。ごめんなさい。特別徴収は年金から天引きですね。その場合でも、受け取る年金の受給額が問題でございまして、介護保険料との合計額、これが年金額の2分の1を超える方、これは年金天引きとはならないわけです。その方については、納付書の方法だったり口座振替の手続をしていると、そういうことでよろしいんですね。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳） 赤間議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 今回、後期高齢者医療制度の大切なお知らせですということで、恐らく被保険者に対してはこのようなリーフレットが導入されているのだと思います。活字もかなり大きく、でも非常に、保険証が2回届くと。それから、こういう見直しの背景があって、窓口負担割合の2割の対象となるかどうかは、このようなフローチャートというんですか、示されていまして、3割、あと1割、いやあなたは2割になりますという、こういうリーフレットが導入されているのだと思います。

これを見て感じたんですけども、団塊がとにかく75歳以上になるんだと。医療費のますますの増大が見込まれるんだということ、そして75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳というのを見ております。そうしますと例えば、医療費全体を10とします。そうしましたら、公的な負担、税金による公費負担が半分、5割です。それから、現役世代、今働いている現役世代からの支援金が4割占めていると。私たちが納める後期高齢者医療保険料、窓口負担で1割と。私たちの医療費の財源とはこのようになっているんだという説明が、ここに書いてあるわけなんです。高齢者は増える、支える現役世代は減るということになると、ここの負担が相当大変なものになってくるということもあ

っての今回の制度の改正なのかなとは、分かりました。

私たちは保険料を納めていますけれども、おらたちだって保険料納めていると言いますけれど、全体の医療費の財源からしたら1割なんだな。で、若い世代から4割も応援を受けているんだと、こういうことが分かりました。このチラシを見て分かったんですね。それまでは、分かりませんでした。こんな負担を現役世代がしているんだというのは分かりませんでした。

こういうことで、ある一定の額の人については、1割から2割になるんですよ。大衡村の場合は、七十何人という、8.8%、9%ぐらいの割合なんですけれども、この間、広域連合の議会のときに、広域連合では32万人のうちの6万2,000人ぐらいが2割負担になって、その率は20%、18か、9%、20%近くを占めているんだそうです。その割合からしたら、大衡村の場合はまだ10まで届きませんからですけれども、今後この流れはどのようになっていくんだろうかということは、注目しなければいけないんだと思っております。

このチラシが届いて、広域連合には7月20日から31日までの間に、280件の問合せがあったそうです。大衡村、各自治体の問合せ件数は把握していないということでございましたが、直近の身近な自治体の窓口に対するお問合せ等はあったものなのかどうか、あったとすればその内容はこういった内容だったか、お分かりでしたら教えてください。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 問合せ件数につきましては、数字をちょっと把握しておりませんが、実際職員から報告を受けている中では、数件やはり自分も2割負担になるんだろうかということで、お問合せをいただいている状況ではございます。大衡村につきましては、1割弱、8.8%の方ということで、74名の方、担当課としても把握はしてございますが、やはり実際に10月からに制度が施行される段階までは、やはり正確な数字といたしますのが、現在は74名ではございますが、若干変動があることもありますので、その方たちにつきましては、広域連合を通じまして2割負担になるというお知らせを行うものとなってございます。全被保険者に対して、今回、保険証がまた改めて変わることでもございますので、広域連合では、チラシ、先ほど赤間議員お持ちでしたが、こちらのチラシは窓口用で、広域連合から配布されているものでして、そのほかに、7月の段階で配布されているチラシ、それから9月の再交付、改めて10月から使用する保険証につきましては、この2種類のチラシということで、配布を予定してございます。さら

に、村としましても、広報では、5月、7月、9月号とお知らせしているところではございますが、なかなか目から入る情報っていうのは理解しにくいものでございますので、お問合せがあった際には丁寧にお伝えしているところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 大変こんがらかるような状況がたくさん盛り込まれているというのは、保険証の発行というのは毎年8月1日、8月1日に切替えがなされれば1枚の保険証でいいんですけども、これが10月にずれ込んだことによって年内に、9月30日まで有効期限の保険者証ピンク、それから令和5年7月31日まで有効の緑の保険証、この2つが来ると。9月中には制度改正が反映された、2割負担のものが反映された緑の保険証が来ることになっているんですが、有効期限を間違えないでくださいということを注意しておりました。非常にこういうことも、こんがらかってくると思います。課長おっしゃったように、なかなか高齢者がこのお知らせを見た場合に、果たしてどうなのかな、どこまで理解されるかな、大丈夫なんだろうかなという不安は常にあります。ですから、担当窓口としては、本当に丁寧な対応をお願いしたいと思っているんですが、伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 今回、10月1日から制度が改正して2割の方が発生するというところでございます。広域連合につきましても、8月1日から9月30日までの2か月間の保険証は、今まで使ったことのない色、ピンク色を使用して2か月のみの保険証ということで配布してございます。例年ですと、グリーンの色とオレンジっぽい色と2色を使いまして、1年ごとに交代して使用しているものでございますけれども、今回に限り2か月間だけはピンク色ということで、注意喚起の意味もありまして、色の変更ということにしてございます。ただし、こちらの保険証が新しく手元に届けば、またいつものように1年間使えるものと思われている方もいらっしゃると思いますので、こちらにつきましてはやはりなくしたですとか、そういったことにも随時きちんと対応して、再発行なりの対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 2割の窓口負担の該当者がいることによって、配慮措置というのが今回3年間の期限つきで制度が加わりました。これは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、2割負担による外来診療の負担増加額を、月3,000円に抑える配慮措置

があると、こういう配慮措置でございます。ここに、配慮措置には2種類があると、こういうわけでございます。3,000円を超えればとにかくそれ以上のものはいただきませんよというんですが、配慮措置には2種類があると書かれています。1つ目の配慮措置、1つの医療機関での支払いの増加額を月3,000円に抑えますというものです。これは例を挙げれば、例えば月1割負担だったら5,000円の人が、2割負担となれば1万円になります。でも、3,000円の配慮措置がありますから、払う金額は、3,000円。8,000円だけということに、こういう配慮措置。そして配慮措置のもう2つ目は、複数の医療機関の自己負担額を合算して、複数の医療機関です、月3,000円を超える負担増加額があった場合、高額療養費として登録されている口座へ後日支給されます。こういうことなんです。といいますのは、1つの医療機関だったら3,000円プラスのあれで終わります。しかし、複数の医療機関の場合は、合算して3,000円を超える分については、後で高額療養費として登録されている口座へ後日支給されますというものです。この2通りの措置があるというのはそういう意味のようです。

9月の保険証交付時に、今度口座を登録してくださいという文書が入るといふことの説明を受けました。高額療養費としてバックされる振込口座ということなんだろうが、そういう事務的な手順も加わるようになるようです。非常にちょっと簡単ではないあれが見て取れます。その辺のことについても、担当課長。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 実際、この内容につきましては、私ども事務をやっているからこそ理解ができるようなものでございまして、これを、分かりやすく説明しようとすると、やはりかなりの時間がかかってしまいます。先ほど、赤間議員おっしゃったように、1つの医療機関に例えば毎週のように受診をされている方であれば、その月での支払い額が1医療機関であれば限度額が分かるということで、先ほどお話のあったように、通常ですと5,000円で済むところが2割負担になった場合、1万円になる。そこの増加する5,000円分を3,000円までにとということでございますので、8,000円の負担ということになります。それは1医療機関なので計算ができるということにして、あるいは医療機関に受診した後、今度調剤薬局で別なところでお薬を処方していただく、あるいは整形にかかっていると複数医療機関を受診されますと、各医療機関ごとでの計算になりますのでその限度額を超えていない可能性があります。そうなった際には、全ての医療機関を国保連合会でまとめて計算をいたしまして、限度額を超えたものにつきましては高

額療養費という形で支給をされるというものです。入院等をなさった場合は、高額療養費の支給をするために口座の登録をお願いしているところなんです、このたび制度が改正になったことによりまして、外来受診につきましてもこのように高額が発生するというので、全ての方に高額療養費の振込先口座の指定をしていただくということでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 常任委員会の説明では、それほど難しいものだと思わないで、私も受けてしまったんですけれども、実はこういうかなり込み入った、非常に理解するのに苦労する状況が見てとれました。ぜひ、フリーダイヤルで、違います、宮城県後期高齢者広域連合の電話番号も書いてありますけれども、実際に広域連合にお電話する方はどのぐらいいらっしゃるのか。例えば、大衡村民で実際に大衡村であれば住民生活課にご連絡が、問合せがあるでしょうし、ぜひとも本当に込み入ったあれですけれども、丁寧にご説明、対応をお願いしたいなと思っております。

そしてこの口座振込になる、そういった書類ということになりますと、また犯罪のその手口のあれに利用されかねないという心配も、ここでまた出てくるわけです。そうしたことに対する注意喚起も、ぜひしっかりと対応していただきたいと思いますが、担当課長、お願いいたします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 赤間議員おっしゃるとおり、心配で窓口にわざわざお越しになってご質問される方もいらっしゃいます。実際、私も対応させていただいたことがあります、この制度改正によって2割負担のご心配もありますし、いろんな詐欺が、今多発しておりますので、その際には役場に来ていただいて、納得するまでお話を聞いていただいてから、手続をしていただければと思います。なお、その足のない方につきましては電話でご質問いただければ、こちらで丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） この制度の改正の要綱見ますと、やっぱりご本人だけじゃなくて、家族のやっぱりサポート、理解というのは非常に大事なんだなと。私はどこのあれに該当するんだべなんていうときも、やっぱり高齢者のちょっとこの辺迷うとか、そういう場合にきちんと相手になって説明をしてくださる家族のあれは絶対必要です、ぜひ大

衡村としても実際に制度が始まったときの広報としても、何とかその辺は分かりやすく、親切丁寧なひとつフォローをお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 今回のこの制度改正につきましては、住民生活課の職員、担当以外もこの制度を十分理解した上で、全て窓口対応できるようにしてございます。なお、今後の広報につきましては、やはり無線放送等ではなかなか理解しにくいのかなと感じてございます。お知らせしております保険証とともに入っておりますリーフレット、なかなか理解が難しいということであれば、お問合せをいただきたいと思います。なお、そういったことでも無線放送では、住民生活課にお問合せくださいというお知らせでしたらできるかと思っておりますので、そういった方向で考えていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 6点目の高齢者の健康保持増進を目的に、保健事業と介護予防の一体化事業について質問いたします。村として取り組む年次あと、4年度ですから、5年、6年度しかないわけですがけれども、広域連合の実施状況は半数ぐらいですか。35市町村の半数ぐらいまでいっているようです。ときはこのコロナ禍ですし、人材確保に非常に苦慮しているというのは、広域連合でも理解をしています。しかし、国の6年度までに何とか全部の市町村に取り組むという目標を掲げての計画ですから、やっぱり大衡村も何としてもそれについていくように、ひとつ準備をしていただきたいと思っております。

条件が緩和されて、専従の保健師でなくてもということは言われていますけれども、やはり医療機関との調整であるとか、コーディネーター的な役割を果たすということから考えると、やっぱり専門の医療職がふさわしいかなと思っております。採用したからといってすぐ即戦力となるわけではございませんが、その辺の人材確保については、ぜひ村長のお力添えも必要かなと思っております。いろいろ働きかけることについては、村長にも働きかけをぜひ、お願いしたいなと思っております。村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） マンパワーの確保でありますけれども、とりわけ健康福祉課に関わるところばかりではないんですけれども、とりわけ保健師やら、そういった方々の確保、そういったものは、本当に喫緊の課題ということでありましたので、去年か。今年4月に1名保健師を採用しましたし、さらには今般の、保健師ではございませんけれども、社会福祉士の採用も決定をいたしたところであります。でありますから、その辺でマンパ

ワー、まだまだ足りないところ、部署、いっぱいあると思いますけれども、順次、鋭意、そういった方々を採用できればいいなと思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 層を厚くして、何とか大衡の村民の健康、介護予防のために尽力していただきたいなと思うところでもあります。宮城県ではフレイル、いわゆる年取って虚弱な状況になるフレイル対策サポーター事業というのを実施しておりまして、そのサポーターを養成して市町村に派遣してという取組もされているようです。そういう制度を利用するのも一つの手かなと思いますので、その辺の考え方についても伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 今回、この一体的な事業につきましては、既存の事業も充てることができるというものでございます。フレイル予防ということで、村といたしましては介護予防事業の元気アップはつつもそうなんですが、いきいきサロンの方を高齢者を対象に、いきいきサロンは65歳以上の方であれば、どなたも参加できるということで、そういったところで今回この事業に充てることできるということで、お話を伺っております。そのためには、まずその事業に充てるためには、医療専門職がそこでコーディネーターとして従事しながらやらなければいけないということになってございますので、そこが専門的に、専従職員というなっていたところが、今回緩和されたことによりまして、兼務職でもいいということで、既存の事業と並行してやれるということでございますので、県のそういった養成者を育成するところの事業よりは、現在既存で行っている事業の充実を図っていくということで、現在考えてございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） さっき、今課長がおっしゃったように、大衡村も様々な取組をしています。あ、こういうのを大衡でやっているよとか、例えば通いの場とか、健康教室体操、いきいきサロンとか、そういうのも全部大衡やっているよなど。大きな市の組織ともまた違いますし、いろいろこう有機的に関わりを持たせれば、もっともったいい形で委託事業に乗せられるのもたくさんあると思うんです。既に、この一体化事業、やっているところのメニューを見ますと、生活習慣病の重症化予防だとか、その大きな事業の目標として糖尿病の重症化予防とか低栄養防止だとか、そういったところで、テーマを掲げて取り組んでいるようですから、これを見ると大衡だって十分関連して取り組める事業

だなど、いや、もう既にやっているんだなど。それにマンパワーを、何ていうんですか、充実させてベテランの保健師がそういう形でのコーディネート役に尽力できるような体制を、ぜひ敷いてほしいと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 赤間議員おっしゃったように、大衡村では現在のところ、いきいきサロンと糖尿病性腎症の重症化予防事業というのも行っておりまして、この2点の事業を今回の一体的事業に充てて進めていこうと、現在のところ考えてございます。糖尿病性腎症の重症化予防事業につきましては、黒川医師会にもご協力をお願いしております事業ですので、引き続きご協力をお願いしながら進めていきたいと考えてございます。なお、保健師のみが医療専門職という形で行うのではなく、緩和されまして管理栄養士等も今までその健診等に関わってきた職員で経験のあるものであれば、コーディネーターとしてもやっていけるというお話も、説明会でもございましたので、健康福祉課とタイアップしてこの事業は進めていきたいと思っております。やはり、医療専門職となりますと、健康福祉課にしか職員おりませんので、健康福祉課には多分な協力が必要になりますので、そのところは連携を図りながら、実施していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 国では、老人の誤嚥性肺炎の防止というところも念頭に入れた口腔ケア、お口の健康、歯科も含めたそういうのを審査項目に入れようかという動きも出ているそうです。今は年代が70代、70とか75とか、区切りのいいときにしかやっていませんけれども、そういったものに、大衡村の人口規模からして取り組むなんていうのも一つの方法かなと考えます。その辺もいかがでしょう。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 健康福祉課で現在行っております歯科検診につきましては、40代、50代、60歳とその節目、節目での検診を行ってきている状況です。そのほかに、介護予防事業の中ではオーラルケアということで、やはり口の動きをよくするための運動ですとか、歯科衛生士による指導をいただいているところでございます。そこはやはり、今までもコロナの状況でありながらも力を入れてきたところでございますので、引き続き事業としては進めてきているところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） ありがとうございます。9月4日にこういう新聞の記事が載りました。ようやく10月から、その2割負担というところに、またハードルを上げられてきているところなんですけれども、9月4日の新聞です。75歳以上の保険料増検討、高収入者限定、全世代型へ加速という新聞記事でございます。10月から2割負担の人も増えるというところで、もう全世代型の社会保障、給付は高齢者、負担は現役世代という従来の形を転換して、全ての世代が支え合う制度を目指すと、もう国はこういう方向性を示しているようです。ますます大変な時代になっていくんだなと思います。

で、2割負担が検討されて、法制度が決まった去年の6月頃は、コロナもそんなに爆発的に増えるという状況ではありませんでしたし、ロシアのウクライナ侵攻などというのものもありませんでした。でも、異常な物価高、それから爆発的なコロナの感染状況、そして不安もいっぱいですし、そういうときに後期高齢者の置かれている立場も大変厳しいものがあるんだなと感じます。一つのもう段階が上がってきたわけですから、大衡村の村民が1人でもやっぱり不安なく乗り越えてもらうためには、対応する窓口なりなんなり含めて、村民の立場に立った優しい親切な説明が必要かなと思います。その辺も含めて、村長の考えを伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村民に対する説明と言われましても、機会あるごとにその対象者の方々、そういった方々には今後といたしますか、周知させるような広報はしなければならないなと思っておりますが、しかしやっぱり大衡村、本当に議員仰せのとおり、いろんな事業、高齢者に対する健康保持のためのいろんな事業、やっております。本当に、そういった意味では小さい村ながら、そういった小回りの利く、気配りの利く事業を展開しているなど。元気アップ教室やらいろいろ、私も皆覚えているわけでありませんが、いきいきサロンですか。元気アップ、あとそれからみかんカフェとか、ちょっともつとあるんだっただなと思うんですけれども、いろんな事業を展開します。こんな小さい村でも、そんなことでそういうことに力を入れながら、子育てと同じように高齢者福祉についても、力を入れながらやっているということでもあります。

先ほど、マンパワーの確保ということでお話をさせていただきましたけれども、保健師も本当に足りないじゃなくて、退職されたり、途中で何かしたりして、あるいは産休で休暇を取っていたりしていたわけでありましてけれども、そういった場面もありましたけれども、今年の4月の採用で保健師も採用しましたし、さらには今般の先ほど申し

上げました社会福祉士も採用を決定しました。社会福祉士については、来年の4月を待たずに来ていただくように、お話をしているということでありまして、その辺についてはマンパワー、若干でも楽になると言えばおかしいんですが、そういったことでいよいよ出てくるような、今後もそして採用試験は、採用試験の話になりますけれども、技術職と、何だっけ、建築だよ、建築の関係の採用、上級、それから社会福祉士、それは女性であります、こういう状況であります。その2人分の採用試験終わったんですが、あと一般の職員の、一般職と社会人枠だっけ。その採用試験の応募者、二十何人だな、合わせて20名応募者ありますので、その中から何人か大衡村出身もおられるようでありますから、ぜひ採用に向けて、もちろん試験してですけども、採用に向けて職員が手薄な部署につけて、後期高齢者のこれも当然そういった意味で、そういうマンパワーが充足してくれば、こっちに向けても職員が今までより以上に関われるということにもなりますので、そういったことを今後念頭に置きながら進めてまいりたいと、このように思っています。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 大衡村の高齢者福祉を担ってくださっている、例えば社会福祉協議会であるとか施設もございますし、そうしたところのお力をお借りして、大衡の人たちが幸せに機嫌よく暮らせる村づくりに、ぜひ努めていただきたいと思います。最後に村長のお答えをいただいて、質問を終わりにします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃるその意味をそしゃくして、よりよい福祉行政だけじゃなくて、全般的に行政を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時15分 散会